

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	津市 個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

津市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所





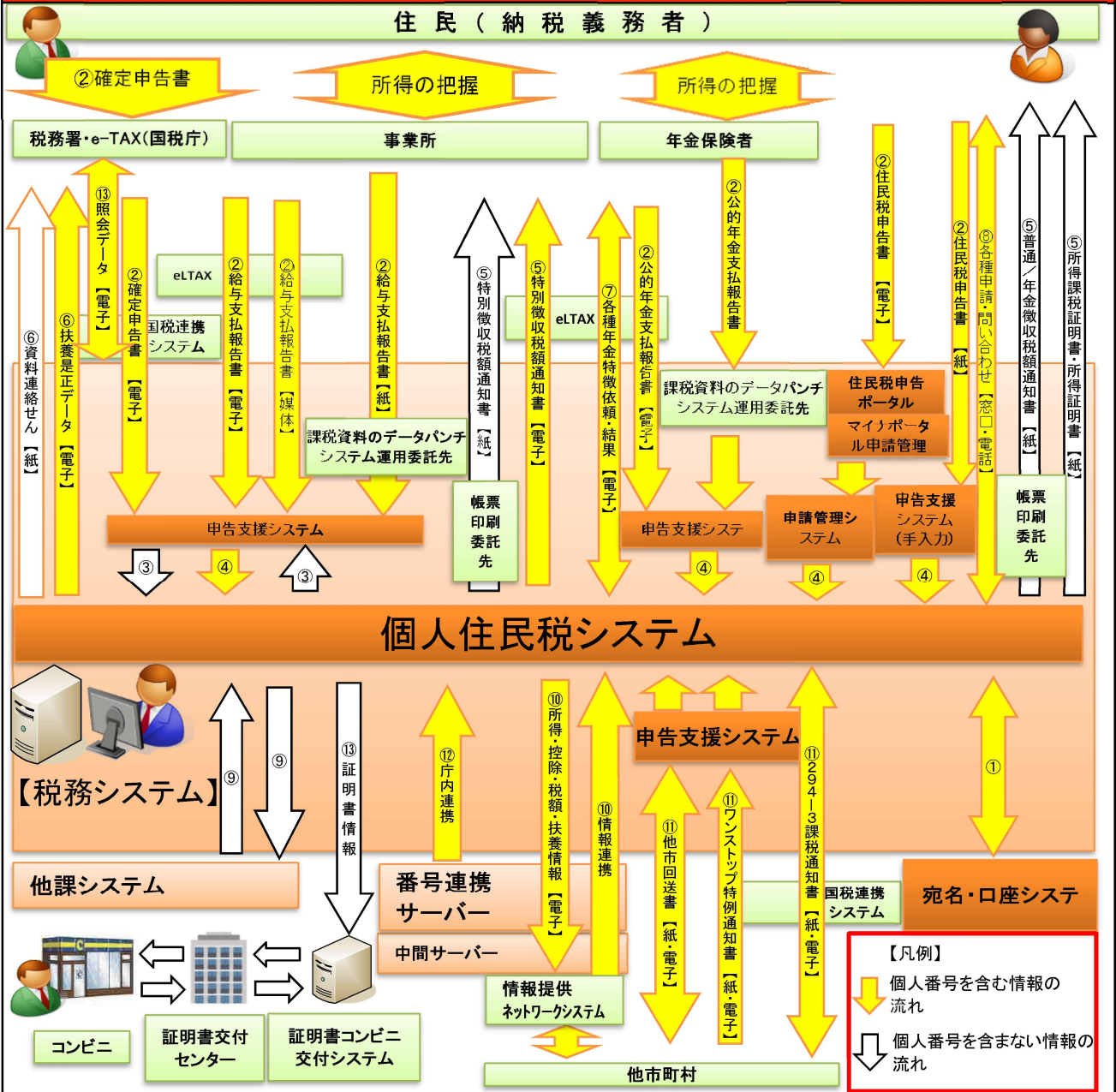


システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>【符号管理機能】 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>【情報照会機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>【情報提供機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>【情報提供データベース管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>【セキュリティ管理機能】 ・セキュリティを管理するための機能</p> <p>【職員認証・権限管理機能】 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>【システム管理機能】 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム8	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>①システム連携機能: 税務システムから証明書情報を連携する機能。</p> <p>②コンビニ交付機能: 証明書交付センターからの証明書発行要求に応答して証明書自動交付を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム9	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( マイナポータル申請管理 )



5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表（主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠） 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（24の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠） 番号法施行令第20条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①宛名システムで管理する個人番号と宛名番号の紐付けテーブルを使い、個人住民税システムにおいて個人番号を利用する。
- ②課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書)を受付け、個人住民税システム及び申告支援システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙の課税資料はデータバンチ委託業者にて電子ファイル化(パンチ作業)が行われる。課税資料には個人番号が含まれる。
- ③取り込んだ課税資料について、イメージ管理システムへ宛名番号を含むデータファイルを連携する。これにより個人住民税システムからイメージ照会が可能となる。
- ④申告支援システムで課税資料の合算を行って作成した住民税及び森林環境税課税データを個人住民税システムへ取り込む。
- ⑤通知書ファイルを作成し、大量一括印刷・封入封緘を行い、本人または給与支払者へ送付する。また証明書も個人住民税システムから発行する。
- ⑥市の調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡せん・扶養是正データを税務署(国税庁)へ送付する。
- ⑦年金特徴の各種通知情報のやりとりをする。
- ⑧市の窓口や電話による問い合わせ時、本人確認が必要な場合は基本情報に加え個人番号を確認する。
- ⑨当初課税時、異動締め時に他課システム向けデータを作成し提供する。また他課システムなどから個人住民税及び森林環境税に必要なデータが提供される。
- ⑩当初課税時、異動締め時に所得・控除・税額・扶養情報を連携サーバー経由で中間サーバーへアップする。また情報提供ネットワークシステムより他機関、他市町村の情報を参照する。
- ⑪他市町村との課税資料、地方税法第294条第3項に基づく通知書の受領及び送付、寄附金控除に関するワンストップ特例通知書の受領。
- ⑫個人住民税及び森林環境税の賦課及び調査に必要な他の事務の情報を利用する。
- ⑬個人住民税システムから証明書コンビニ交付システムへ証明書情報を連携する。当該証明書情報には、証明書発行に関する必要な情報のみであり、個人番号は含まない。



### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳システム )	
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳に記載されている住民の特定個人情報は、住民基本台帳システムの更新結果が反映される。</li> <li>・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等の特定個人情報は、登録が必要になった都度入手する。</li> </ul>	
④入手に係る妥当性	適正な個人住民税及び森林環境税の賦課を行うために正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。	
⑤本人への明示	番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。	
⑥使用目的 ※	公平、公正かつ効率的な個人住民税及び森林環境税の賦課を実施するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	政策財務部市民税課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [ 50人以上100人未満 ]
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料データ等の本人特定を行う。</li> <li>・帳票作成時において、通知書に送付先を出力する。</li> </ul>	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、本人確認情報に関する更新データと宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。</li> <li>・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。</li> </ul>
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input type="checkbox"/> 委託しない ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム運用・維持管理等業務委託		
①委託内容	バッチ処理の実行やオンライン稼働監視等のシステムの運用管理、障害対応や法制度改正等のシステム保守管理を行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	システムの安定稼働を図るため、システムの運用及び維持に関し専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( システムの直接操作 )		
⑤委託先名の確認方法	・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。		
⑥委託先名	株式会社ミエデン		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない		
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要。		
②保管期間	期間	[ 20年以上 ]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	賦課及び徴収事務、さらにその他市税事務でも使用している。調査等に備える必要があり、容量がある限り削除しない。	
③消去方法	ハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。		
7. 備考			
-			

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
その必要性	適正な個人住民税及び森林環境税の賦課を行うために、正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) : 本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との突合に必要があるため。 ・その他住民票関係情報 : 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握する必要があるため。 ・国税関係情報 : 対象者の確定申告書等の情報に基づき、住民税額の算出を行う必要があるため。 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額及び森林環境税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行う必要があるため。 ・医療保険関係情報 : 社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・障害者福祉関係情報 : 障害者控除の確認を行う必要があるため。 ・生活保護・社会福祉関係情報 : 非課税の判定を行う必要があるため。 ・介護・高齢者福祉関係情報 : 社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・年金関係情報 : 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額及び森林環境税額の算出を行う必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	政策財務部市民税課、久居総合支所市民税課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 保険医療助成課、援護課、介護保険課、障がい福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )						
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初賦課については、申告情報及びその他課税に必要な情報について、1月～4月にかけて入手する。</li> <li>・賦課更正については、当初賦課時以降、新規申告及び税額更正に関する申告時に、随時申告情報等を入手する。</li> </ul>						
④入手に係る妥当性	申告情報及びその他課税に必要な情報については、個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務において必要なものであり、制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。						
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から入手する情報は、使用目的を本人へ明示した上で、入手を行っている。</li> <li>・番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。</li> </ul>						
⑥使用目的 ※	公平・公正かつ効率的な個人住民税及び森林環境税の賦課事務を実施するため。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">変更の妥当性</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—					
変更の妥当性	—						
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">使用部署 ※</td> <td>政策財務部市民税課、久居総合支所市民税課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用者数</td> <td> <div style="text-align: center;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">[ 50人以上100人未満 ]</div> <div style="width: 40%;">           1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満       4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上         </div> <div style="width: 30%;"></div> </div> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	政策財務部市民税課、久居総合支所市民税課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課	使用者数	<div style="text-align: center;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">[ 50人以上100人未満 ]</div> <div style="width: 40%;">           1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満       4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上         </div> <div style="width: 30%;"></div> </div>		
使用部署 ※	政策財務部市民税課、久居総合支所市民税課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課						
使用者数	<div style="text-align: center;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">[ 50人以上100人未満 ]</div> <div style="width: 40%;">           1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満       4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上         </div> <div style="width: 30%;"></div> </div>						
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種課税資料から賦課内容を決定するために使用。</li> <li>・課税決定者(普通徴収対象者の場合)・年金保険者・各給与支払者(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知するために使用。</li> <li>・賦課内容に基づき、申請に応じて各種税務証明書を発行するために使用。</li> <li>・必要に応じて、税額更正等を行なうために使用。</li> </ul>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">情報の突合 ※</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の特定を行うため、申告書等の内容と宛名・口座特定個人情報の突合を行う。</li> <li>・所得控除額等の確認を行うため、申告書等の内容と庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステムにより入手した情報の突合を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報の統計分析 ※</td> <td>個人住民税及び森林環境税賦課に関する統計分析は行うが、特定の個人を判別する情報の統計分析は行わない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>所得額、各種控除額に基づき住民税額及び森林環境税額を決定・更正する。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の特定を行うため、申告書等の内容と宛名・口座特定個人情報の突合を行う。</li> <li>・所得控除額等の確認を行うため、申告書等の内容と庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステムにより入手した情報の突合を行う。</li> </ul>	情報の統計分析 ※	個人住民税及び森林環境税賦課に関する統計分析は行うが、特定の個人を判別する情報の統計分析は行わない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額及び森林環境税額を決定・更正する。	
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の特定を行うため、申告書等の内容と宛名・口座特定個人情報の突合を行う。</li> <li>・所得控除額等の確認を行うため、申告書等の内容と庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステムにより入手した情報の突合を行う。</li> </ul>						
情報の統計分析 ※	個人住民税及び森林環境税賦課に関する統計分析は行うが、特定の個人を判別する情報の統計分析は行わない。						
権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額及び森林環境税額を決定・更正する。						
⑨使用開始日	平成28年1月1日						



<b>委託事項2</b>		システム運用・維持管理等業務委託
①委託内容		バッチ処理の実行やオンライン稼働監視等のシステム運用管理、障害対応や法制度改正等のシステム保守管理を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	システムの安定稼働を図るため、システムの運用及び維持に関し専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システムの直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミエデン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		地方税ポータルシステム等対応ASPサービス利用契約
①委託内容		eLTAXシステム運用及び国税連携システム運用
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の給与所得者
	その妥当性	eLTAXシステム及び国税連携システムの運用・保守・バージョンアップへの対応や、システムの安定した稼働が必要であるため、専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁手続を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	現地サポート等の委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限る。

<b>委託事項4</b>		税務窓口等運用業務委託
①委託内容		窓口受付・各税務関係証明書の作成・運営管理等を行う業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	行政サービスの向上、業務の質、精度の維持及び向上を実現するため、専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システムの直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。
⑥委託先名		株式会社アウトソーシングトータルサポート
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項5</b>		自治体オンライン手続推進事業に係る基幹情報システム(総合行政クラウドサービス)利用
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォールのログ監視、トラブル対応
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税申告を電子で行う者
	その妥当性	申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及技術を有しているため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。
⑥委託先名		株式会社ミエデン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 72 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 6 ) 件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表で規定された事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先2</b>	税務署
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の更正等における所得状況等の確認
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	所得税において更正が必要となる者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	所得税において更正が必要であることが判明した都度
<b>提供先3</b>	特別徴収義務者(事業所)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額を特別徴収義務者が確認する。
③提供する情報	特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	毎年5月に通知

<b>提供先4</b>	特別徴収義務者(年金保険者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額を特別徴収義務者が確認する。
③提供する情報	特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年7月に通知 その後は特別徴収税額に変更があった都度
<b>提供先5</b>	他市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人住民税及び森林環境税賦課の課税資料とする。
③提供する情報	個人住民税申告情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市町村で課税されることとなった者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="radio"/> 紙
⑦時期・頻度	他市回送の必要が生じる都度
<b>提供先6</b>	他市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税法第294条第3項に基づき、対象者が津市において課税されたことを確認する。
③提供する情報	氏名、住所、生年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第294条第3項に基づいて課税した者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="radio"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年5月に通知 その後は対象者が判明した都度

<b>提供先7</b>		教育委員会学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	
②提供先における用途	子ども子育て支援法第27条第3項第2号に規定する額の算定に利用するため。	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	子ども子育て支援法第19条第1項第1号に規定する者の保護者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内連携システム )	
⑦時期・頻度	毎年7月に提供 その後は対象者が判明した都度	
<b>移転先1</b>		津市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務を行う部署
①法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに津市個人番号利用条例第4条第2項及び第3項	
②移転先における用途	別紙2参照	
③移転する情報	その他識別情報(内部番号)、4情報、国税関係情報、地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	移転先担当課の必要に応じて随時提供	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※	・カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。 ・電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満      2) 1年      3) 2年 4) 3年      5) 4年      6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要
③消去方法	<個人住民税システムにおける措置> ②で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する)  <申請管理システムにおける措置> 申請データの受付が完了したデータについては、保存期間経過後に消去する。	
<b>7. 備考</b>		
-		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル**

**(宛名情報)**

1.タイムスタンプ日付 2.タイムスタンプ時刻 3.宛名コード 4.宛名区分 5.個法区分 6.宛名税目コード 7.送付先履歴番号 8.関連宛名設定フラグ 9.宛名異動事由 10.送付先設定事由 11.送付先設定異動日 12.送付先設定届出日 13.送付先廃止事由 14.送付先廃止異動日 15.送付先廃止届出日 16.事業所名カナ情報 17.事業所名検索カナ情報 18.事業所名漢字情報 19.支店名カナ情報 20.支店名検索カナ情報 21.支店名漢字情報 22.組織区分 23.組織名表示区分 24.共有者数 25.共有区分 26.代表者宛名コード 27.郵便親番 28.郵便子番 29.集配局コード 30.住所区分 31.住所コード 32.番地コード 33.枝番コード 34.小枝番コード 35.小枝番コード3 36.住所漢字 37.方書漢字 38.部課名漢字 39.産業大分類 40.産業中分類 41.産業小分類 42.画面表示保護 43.合併前自治体コード 44.合併前宛名コード 45.異動担当者 46.更新業務コード 47.行政区コード 48.口座番号表示有無 49.予備項目 50.利用者予備項目 51.タイムスタンプ日付 52.タイムスタンプ時刻 53.宛名コード 54.宛名区分 55.個法区分 56.宛名税目コード 57.通称名区分 58.通称名使用区分 59.送付先履歴番号 60.関連宛名設定フラグ 61.宛名異動事由 62.送付先設定事由 63.送付先設定異動日 64.送付先設定届出日 65.送付先廃止事由 66.送付先廃止異動日 67.送付先廃止届出日 68.氏名カナ情報 69.氏名検索カナ情報 70.氏名漢字情報 71.名カナ情報 72.名検索カナ情報 73.名漢字情報 74.生年月日 75.性別 76.行政区コード 77.小学校区 78.中学校区 79.選挙区 80.郵便親番 81.郵便子番 82.集配局コード 83.住所区分 84.住所コード 85.番地コード 86.枝番コード 87.小枝番コード 88.小枝番コード3 89.住所漢字 90.方書漢字 91.画面表示保護 92.国籍コード 93.在留資格 94.宛名整理コード 95.合併前自治体コード 96.合併前宛名コード 97.視覚障害者区分 98.異動担当者 99.更新業務コード 100.在留期間開始日 101.在留期間終了日 102.住記住民日 103.住記住定日 104.住記消除日 105.住記消除事由 106.通称名優先区分住民税 107.通称名優先区分軽自 108.通称名優先区分固定 109.通称名優先区分国保 110.通称名優先区分予備 111.口座番号表示有無 112.予備項目 113.利用者予備項目

**(個人番号管理)**

114.タイムスタンプ日付 115.タイムスタンプ時刻 116.宛名コード 117.マイナンバー 118.履歴番号 119.異動日 120.異動事由 121.予備項目 122.異動担当者 123.利用者予備項目

**(個人事業主番号管理)**

134.タイムスタンプ日付 135.タイムスタンプ時刻 136.宛名コード 137.マイナンバー 138.履歴番号 139.異動日 140.異動事由 141.予備項目 142.異動担当者 143.利用者予備項目

**(口座情報)**

144.タイムスタンプ日付 145.タイムスタンプ時刻 146.宛名コード 147.宛名税目コード 148.口座履歴番号 149.口座申込年月日 150.口座開始年月日 151.口座申込入力日 152.口座申込整理番号 153.口座解約異動事由 154.口座解約年月日 155.口座解約入力日 156.口座解約整理番号 157.金融機関コード 158.口座種別 159.口座番号 160.口座名義人カナ 161.口座名義人漢字 162.口座電話番号 163.納付種別 164.口振通知済 165.口振通知出力区分 166.還付申込年月日 167.還付開始年月日 168.還付申込入力日 169.還付申込整理番号 170.還付解約異動事由 171.還付解約年月日 172.還付解約入力日 173.還付解約整理番号 174.還付金融機関コード 175.還付用口座種別 176.還付用口座番号 177.還付口座名義人カナ 178.還付口座名義人漢字 179.還付口座電話番号 180.口座履歴有無 181.異動担当者 182.予備項目 183.利用者予備項目

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### (2) 個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル

#### (個人基本)

1.タイムスタンプ日付 2.タイムスタンプ時刻 3.年度 4.宛名コード 5.宛名区分 6.賦課期日区分 7.性別 8.生年月日 9.世帯コード 10.続柄コード 11.生活保護該当区分 12.本人専従区分 13.事業所家屋敷区分 14.被扶養区分 15.障害者区分 16.寡婦区分 17.寡夫区分 18.個人コメント 19.賦課氏名カナ 20.賦課氏名漢字 21.賦課住所区分 22.賦課住所コード 23.賦課住所番地 24.賦課住所枝番 25.賦課住所小枝番 26.賦課住所 27.賦課住所方書 28.新規フラグ 29.配偶者宛名コード 30.徴収希望 31.納通発送区分 32.納通発送日 33.市申送区分 34.未申告区分 35.294条通知日 36.通報年月日 37.扶養照会区分 38.扶養照会年月日 39.申告書送済区分 40.国保加入区分 41.世帯外被扶養区分 42.世帯外扶養情報(区分、宛名コード、氏名) 43.合併前自治体コード 44.固有情報 45.更新年月日 46.更新時分 47.更新職員番号 48.ひとり親区分 49.年金特徴判定 50.利用者予備項目 51.障害者年金区分 52.遺族年金区分 53.特親対象区分 54.特定親族主宛名コード

#### (個人メモ)

55.タイムスタンプ日付 56.タイムスタンプ時刻 57.年度 58.宛名コード 59.メモ内容 60.住登地住所コード 61.住登地住所 62.メモ本年度のみ 63.課税地住所コード 64.課税地住所

#### (賦課)

65.タイムスタンプ日付 66.タイムスタンプ時刻 67.年度 68.宛名コード 69.賦課連番 70.徴収区分 71.賦課レコード状態 72.処理コード 73.更正事由 74.異動年月日 75.済期 76.開始期 77.済月 78.開始月 79.更新年月日 80.更新時分 81.更新職員番号 82.消除区分 83.優先資料区分 84.優先資料番号 85.給与合算区分 86.受給者番号 87.非課税区分 88.控対配 89.配特区分 90.扶養同老人数 91.扶養老人数 92.扶養他人数 93.扶養特定人数 94.障害同特人数 95.障害特人数 96.障害他人数 97.扶障配合区分 98.本人特障 99.本人他障 100.夫あり 101.未成年 102.老年者 103.寡婦一般 104.寡婦特別 105.寡夫 106.勤労学生 107.本人専従 108.事業所家屋敷 109.均等割区分 110.本人希望徴収区分 111.青色申告区分 112.専従配偶者 113.専従他人数 114.生活保護取扱区分 115.次年度市申送 116.特徴給報資料番号 117.減免率 118.減免開始日 119.変更納期限 120.確定延滞金計算区分 121.決定日 122.オンライン決定フラグ 123.通知書番号 124.所得控除件数 125.所得控除情報(区分、金額) 126.分離譲渡条情報領域(区分、コード) 127.月別情報(月割額、特徴指定番号、特徴個人番号) 128.期別情報(期割額) 129.警告コード 130.エラーコード 131.同一生計控配外 132.ひとり親 133.所得金額調整控除区分子特 134.森林環境税非課税区分 135.定額減税対象人数 136.特定親族区分(1~9) 137.還付加算金起算日設定 138.住宅特定取得以外 139.居住年月日 140.計算値老年者区分 141.減免割合 142.減免理由 143.税移減税区分 144.年金特徴計算 145.年金特徴停止月 146.本徴収停止依頼日 147.扶養年少人数 148.扶養成年人数 149.本徴収更正月 150.拡張済期 151.拡張開始期 152.賦課強制修正フラグ 153.印刷用更正事由 154.延滞金手動計算区分

#### (過年度)

155.タイムスタンプ日付 156.タイムスタンプ時刻 157.課税年度 158.宛名コード 159.過年度連番 160.過年度枝番 161.調定年度 162.過年度増分税額 163.過年度納期限 164.過年度通知日 165.変更納期限 166.決定日 167.賦課連番 168.更新年月日 169.更新時分 170.更新職員番号

#### (事業所)

171.タイムスタンプ日付 172.タイムスタンプ時刻 173.年度 174.特徴指定番号 175.決定日 176.宛名コード 177.報告人数 178.納入書発送区分 179.納通等返送区分 180.納通等返送日 181.納特区分 182.納特開始年月 183.納特終了年月 184.非課税人数 185.普徴区分 186.通知書出力区分 187.個人番号配番区分 188.官公庁区分 189.総括表訂正有無 190.給報受付日 191.事業所異動事由 192.特徴最終個人番号 193.特徴月別情報(月割額、月別人員) 194.更新年月日 195.更新時分 196.更新職員番号 197.月割充当額情報(月割充当額) 198.納税者ID 199.総括表送付区分 200.受取方法 201.納税義務者受取方法

#### (事業所メモ)

202.タイムスタンプ日付 203.タイムスタンプ時刻 204.年度 205.特徴指定番号 206.メモ内容 207.通知先アドレス

#### (被扶養)

208.タイムスタンプ日付 209.タイムスタンプ時刻 210.年度 211.宛名コード 212.履歴連番 213.主宛名コード 214.主世帯コード 215.被扶養専従者区分 216.被扶養区分 217.消除区分 218.被扶養専従異動事由 219.異動年月日 220.更新年月日 221.更新時分 222.更新職員番号

#### (対象者情報)

223.タイムスタンプ日付 224.タイムスタンプ時刻 225.年度 226.連番 227.レコード区分 228.市町村コード 229.特別徴収義務者コード 230.通知内容コード 231.予備1 232.特別徴収制度コード 233.作成年月日 234.年金保険者用整理番号1 235.年金コード 236.予備2 237.生年月日 238.性別 239.氏名-カナ 240.氏名-漢字 241.住所-郵便番号 242.住所-カナ 243.住所-漢字 244.各種区分 245.処理結果 246.各種年月日 247.金額1~8 248.停止年月 249.年金保険者用整理番号2 250.宛名コード 251.宛名コード付番区分 252.特徴税額通知情報(作成日、対象者情報) 253.年金特徴予定額(10月、12月、2月、4月、6月、8月) 254.税額通知結果情報(受領日、処理結果) 255.徴収結果情報(受領日、各種区分、徴収額) 256.停止通知情報(作成日、各種区分、停止年月) 257.停止結果情報(受領日、処理結果) 258.変更通知情報(作成日、各種区分) 259.変更結果情報(受領日、処理結果) 260.特定誤りフラグ 261.更新年月日 262.更新時分 263.更新職員番号

#### (仮徴収)

264.タイムスタンプ日付 265.タイムスタンプ時刻 266.年度 267.宛名コード 268.仮徴収連番 269.処理コード 270.賦課連番 271.消除区分 272.停止事由 273.停止月 274.異動年月日 275.仮徴収金額(4月、6月、8月) 276.前年徴収金額(10月、12月、2月) 277.依頼年月日 278.決定日 279.当初確定フラグ 280.プリントフラグ 281.更新年月日 282.更新時分 283.更新職員番号 284.印刷用更正事由

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<申告支援 住民税課税データ>

285.市町村コード 286.西暦年度 287.起票月日 288.異動区分 289.個人コード 290.生年月日 291.異動順位 292.異動期別 293.期別修正  
294.営業等所得 295.農業所得 296.特定投資株式譲渡繰越損失額—一般株式分 297.不動産所得 298.給与収入 299.公的年金収入  
300.その他の所得 301.配当所得—住民税対象 302.控除額合計 303.公的年金所得 304.利子所得 305.配当所得—国税対象分 306.肉  
用牛売却所得 307.総合譲渡—一時所得 308.総合譲渡—短期所得 309.総合譲渡—長期所得 310.上場株式の配当分離所得 311.上場  
株式の所得 312.未公開株式の所得 313.分短—一般分—特別控除区分 314.分短—一般分—特別控除前 315.分短—一般分—特別控  
除額 316.分短—一般分—特別控除後 317.分短—軽減分—特別控除区分 318.分短—軽減分—特別控除前 319.分短—軽減分—特別  
控除額 320.分短—軽減分—特別控除後 321.分長—一般分—特別控除区分 322.分長—一般分—特別控除前 323.分長—一般分—特  
別控除額 324.分長—一般分—特別控除後 325.分長—特定分—特別控除区分 326.分長—特定分—特別控除前 327.分長—特定分—  
特別控除額 328.分長—特定分—特別控除後 329.分長—軽減分—特別控除区分 330.分長—軽減分—特別控除前 331.分長—軽減分—  
特別控除額 332.分長—軽減分—特別控除後 333.分長—軽減分—特別控除区分 334.分長—軽減分—特別控除前 335.分長—軽減課  
分—特別控除額 336.分長—軽減課分—特別控除後 337.給与所得 338.給与特定支出 339.山林所得—特後 340.外国所得 341.配当所得  
—その他 342.社会保険料控除 343.小規模企業共済掛金控除 344.生命保険料控除 345.個人年金支払額 346.地震保険料控除 347.旧  
長期損保支払額 348.寄付金控除—国税控除額 349.寄付金額 350.寄付金控除—住民税控除額 351.医療費控除 352.医療費控除差引  
負担額 353.雑損控除 354.青白区分 355.配偶者有無 356.配外人数 357.専従者給与収入 358.専従者給与控除額 359.雑損控除災害関  
連支出額 360.雑損控除差引損失額 361.配偶者特別控除額 362.同配区分 363.控除対象外の同配有無「所得税用」 364.配偶者所得  
365.控除対象外の同配有無「住民税用」 366.障害扶養—特別 367.障害扶養—内同居 368.障害扶養—その他 369.扶養親族数—特定  
370.扶養親族数—老人 371.扶養親族数—内同居 372.扶養親族数—その他 373.本人障害区分 374.寡フひとり親区分 375.勤労学生区  
分 376.生活保護 377.均等割 378.家屋敷 379.均のみ 380.子特区分 381.特普区分 382.未成年者区分 383.未成年失格区分 384.行政区  
コード 385.世帯コード 386.新事業所コード 387.減免額—市町村所得割 388.減免額—市町村均等割 389.減免額—県所得割 390.減免  
額—県均等割 391.異動年月日 392.納付済額 393.更正事由 394.受給者番号 395.所属コード 396.特定投資株式譲渡繰越損失額—上  
場株式分 397.整理番号 398.計算所得税 399.配当控除 400.住宅借入金等特別控除 401.投資リース税 402.政党等寄付金特別控除  
403.差引所得税額 404.災害減免額 405.外国税額 406.外国税額控除後所得税額 407.特別減税額 408.源泉徴収税額 409.申告納税額  
410.入力所得税額 411.総合譲渡—一時 412.総合譲渡—短期 413.総合譲渡—長期 414.総合譲渡短期長期 415.山林所得—特別控除  
額 416.合計所得 417.肉用牛—住民税課税用 418.チェック1 419.チェック2 420.チェック3 421.チェック4 422.チェック5 423.金額1 424.金  
額2 425.金額3 426.金額4 427.金額5 428.メニュー1 429.メニュー2 430.メニュー3 431.メニュー4 432.メニュー5 433.就職区分 434.退  
職区分 435.就退職年 436.就退職月 437.就退職日 438.乙欄 439.死亡退職 440.災害 441.外国人 442.台帳番号 443.年少扶養数 444.所  
得税分—利益の配当 445.所得税分—他の証券 446.所得税分—一般外貨建 447.住民税分—利益の配当 448.住民税分—他の証券  
449.住民税分—一般外貨建 450.退職所得金額 451.先物取引所得額 452.青色申告特別控除 453.特定居住用損失区分—一般所得分  
454.特定居住用損失区分—特定所得分 455.特定居住用損失区分—軽減所得分 456.国税連携資料番号 457.株式譲渡繰越 458.先物  
取引繰損 459.株式所得割額控除額 460.配当割額控除額 461.肉用牛免税以外 462.耐震改修特別控除 463.税率調整区分 464.住宅借  
入金等特別控除可能額 465.住宅借入金等特別控除見込額 466.住宅借入金等特別控除申告区分 467.地震保険料支払額 468.電子証  
明書等特別控除 469.医療費控除—住民税控除額 470.寄附金額—ふるさと納税 471.寄附金額—都道府県条例指定 472.寄附金額—  
市区町村条例指定 473.寄附金額—共同募金 474.寄附金税額控除—都道府県 475.寄附金税額控除—市区町村 476.公的年金源泉徴  
収税額 477.予備 478.寄附金額—日赤 479.居住開始年月日—新築等 480.居住開始年月日—増改築等 481.住宅借入金等特別控除—  
計算対象 482.上場株式譲渡損失額—譲渡差引額 483.上場株式譲渡損失額—配当差引額 484.事業所コード 485.申告区分1 486.申告  
区分2 487.申告区分3 488.更新日 489.受付日 490.営業等収入 491.農業収入 492.不動産収入 493.利子収入 494.配当収入 495.雑そ  
の他収入 496.総合譲渡—一時収入 497.総合譲渡—短期収入 498.総合譲渡—長期収入 499.分離短—一般分収入 500.分離短—軽減  
分収入 501.分離長期—一般分収入 502.分離長期—特定分収入 503.分離長期—軽減分収入 504.分離株式等—未公開分収入 505.分  
離株式等—上場株式分収入 506.分離株式等—上場株式配当分収入 507.分離先物取引収入 508.山林収入 509.退職収入 510.申告受  
付場所区分 511.平均課税対象額 512.3年前—純損失 513.3年前—居住用損失 514.3年前—雑損失 515.2年前—純損失 516.2年前  
—居住用損失 517.2年前—雑損失 518.1年前—純損失 519.1年前—居住用損失 520.1年前—雑損失 521.国外所得総額 522.外国所  
得税額 523.3年前—国税 524.3年前—県民税 525.3年前—市民税 526.2年前—国税 527.2年前—県民税 528.2年前—市民税 529.1  
年前—国税 530.1年前—県民税 531.1年前—市民税 532.3年前分 533.2年前分 534.1年前分 535.県外国税額控除額 536.市外国税  
額控除額 537.確定申告を要しない配当所得 538.3年前純損失 539.3年前居住用損失 540.3年前雑損失 541.2年前純損失 542.2年前  
居住用損失 543.2年前雑損失 544.1年前純損失 545.1年前居住用損失 546.1年前雑損失 547.申告区分4 548.申告区分5 549.申告区  
分6 550.宛名電話番号—自宅 551.宛名電話番号—携帯 552.宛名電話番号—勤務先 553.寄付金額—都道府県条例—非認定NPO法  
人等 554.寄付金額—市区町村条例—非認定NPO法人等 555.5年前被災純損失 556.5年前特定雑損失

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

557.4年前特定雑損失 558.3年前被災純損失 559.3年前特定雑損失 560.2年前被災純損失 561.2年前特定雑損失 562.1年前被災純損失 563.1年前特定雑損失 564.5年前被災純損失 565.5年前特定雑損失 566.4年前被災純損失 567.4年前特定雑損失 568.3年前被災純損失 569.3年前特定雑損失 570.2年前被災純損失 571.2年前特定雑損失 572.1年前被災純損失 573.1年前特定雑損失 574.5年前被災純損失 575.5年前特定雑損失 576.4年前被災純損失 577.4年前特定雑損失 578.3年前純損失 579.3年前被災純損失 580.3年前居住用損失 581.3年前雑損失 582.3年前特定雑損失 583.2年前純損失 584.2年前被災純損失 585.2年前居住用損失 586.2年前雑損失 587.2年前特定雑損失 588.1年前純損失 589.1年前被災純損失 590.1年前居住用損失 591.1年前雑損失 592.1年前特定雑損失 593.5年前被災純損失 594.5年前特定雑損失 595.4年前被災純損失 596.4年前特定雑損失 597.3年前純損失 598.3年前被災純損失 599.3年前居住用損失 600.3年前雑損失 601.3年前特定雑損失 602.2年前純損失 603.2年前被災純損失 604.2年前居住用損失 605.2年前雑損失 606.2年前特定雑損失 607.1年前純損失 608.1年前被災純損失 609.1年前居住用損失 610.1年前雑損失 611.1年前特定雑損失 612.総合譲渡一短期特控 613.総合譲渡一長期特控 614.給与収入一特徴分 615.特定肉用牛収入一免税分 616.特定肉用牛収入一免税外分 617.新生命保険料 618.旧生命保険料 619.新個人年金保険料 620.介護医療保険料 621.配当一住民税用一その他 622.復興特別所得税額 623.所得税額及び復興特別所得税額 624.住借控除特定取得非該当区分 625.所得控除及び雑損繰越控除適用順序パラメータ 626.地震保険料控除一住民税控除額 627.地震保険料支払額一所得税額 628.旧長期損保支払額一所得税額 629.雑損控除一住民税控除額 630.寄附金ワンストップ特例区分 631.医療費控除区分 632.入力資料番号 633.配当収入[所得税分] 634.一般株式等譲渡収入 635.上場株式等譲渡収入 636.上場株式等配当等収入 637.上場株式等配当等所得 638.上場株式等譲渡所得 639.一般株式等譲渡所得 640.上場株式等及び特定投資株式譲渡損失額(本年分差引く額) 641.上場株式等及び特定投資株式譲渡損失額(本年分譲渡から差引く額) 642.上場株式等及譲渡損失額(本年分配当から差引く額) 643.特定投資株式譲渡繰越損失額(本年分一般株式譲渡から差引く額) 644.特定投資株式譲渡繰越損失額(本年分上場株式等譲渡から差引く額) 645.業務収入 646.業務所得 647.給与所得一住民税額 648.公的年金所得一住民税額 649.所得金額調整控除一子特分一住民税額 650.所得金額調整控除一年金分一住民税額 651.公的年金以外の合計所得一所得税分 652.公的年金以外の合計所得一住民税分 653.確定申告日 654.優先資料番号 655.給報優先資料番号 656.租税条約免税給与収入 657.年税額一住民税額一森林環境税額 658.申告特例状態区分 659.確定申告分離フラグ 660.確定申告損失フラグ 661.確定申告還付フラグ 662.住宅借入金等特定取得区分 663.住民税定額減税対象人数 664.所得税定額減税可能額 665.所得税定額減税控除済額 666.災害減免額(課税肉用牛分) 667.分配時外国税相当控除額 668.外国税額控除額(内所得税から控除する額) 669.外国税額控除額(内復興特別所得税から控除する額) 670.住民税:5年前被災純損失(山林) 671.住民税:4年前被災純損失(山林) 672.住民税:3年前被災純損失(山林) 673.住民税:2年前被災純損失(山林) 674.住民税:1年前被災純損失(山林) 675.住民税:3年前純損失(山林) 676.住民税:2年前純損失(山林) 677.住民税:1年前純損失(山林) 678.住民税:5年前被災純損失(山林) 679.住民税:4年前被災純損失(山林) 680.住民税:3年前被災純損失(山林) 681.住民税:2年前被災純損失(山林) 682.住民税:1年前被災純損失(山林) 683.住民税:3年前純損失(山林) 684.住民税:2年前純損失(山林) 685.住民税:1年前純損失(山林) 686.特定親族特別控除額 687.特定親族1 688.特定親族2 689.特定親族3 690.特定親族4 691.特定親族5 692.特定親族6 693.特定親族7 694.特定親族8 695.特定親族9 696.極めて高水準所得フラグ 697.均等割区分 698.基礎控除額一所得税分

〈申告支援 扶養データ〉

699.西暦年度 700.扶養者宛名コード 701.被扶養者宛名コード 702.住登外コード 703.氏名 704.続柄 705.生年月日 706.同配区分 707.扶養区分 708.障害区分 709.控除額 710.別居区分 711.別居住所 712.住民税専従者対象区分 713.住民税専従者給与 714.国外居住フラグ 715.控除対象外の同配有無[所得税用] 716.控除対象外の同配有無[住民税用] 717.被扶養専従者特定区分 718.特定親族特別控除区分

〈申告支援 専従者データ〉

719.主宛名コード 720.被宛名コード 721.青色区分 722.配偶者区分 723.専従者控除額 724.年度 725.所得区分 726.種目区分 727.続柄名称 728.別世帯区分 729.別世帯コード 730.月数 731.仕事の内容 732.別居区分 733.別居住所 734.被扶養専従者特定区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<国税連携照会データ>

735. 該当有無 736. 回答方法 737. 回答元情報(住所) 738. 回答元情報(所属) 739. 回答元情報(担当者) 740. 回答元情報(電話番号) 741. 回答元情報(メールアドレス) 742. 個人番号or法人番号 743. フリガナ 744. 漢字氏名・名称 745. 漢字住所(本店所在地) 746. 生年月日(設立年月日) 747. 性別区分 748. 人格区分 749. 照会先区分 750. 照会情報(大項目) 751. 照会情報(中項目) 752. 照会情報(小項目) 753. 照会年分 754. 根拠法令 755. 照会元区分① 756. 照会元区分② 757. 照会担当者 758. 照会元住所 759. 照会元電話番号 760. 照会元情報(メールアドレス) 761. 回答希望日 762. 課税年度 763. 個人番号 764. フリガナ 765. 漢字氏名(漢字・アルファベット、外国人通称名、併記名) 766. 通称 767. 漢字住所 768. 性別区分 769. 1月1日現在の住所 770. 生年月日 771. 続柄 772. 住民番号(住民票コード) 773. 筆頭者 774. 本籍地 775. 氏名の履歴 776. 在留資格 777. 在留期間の満了の日 778. 業種又は職業 779. 電話番号 780. 優先氏名 781. 世帯番号 782. 通知書(納付書)送付先住所 783. 課税年度 784. 住民税申告書提出有無 785. 住民税申告書提出日 786. 利子収入金額 787. 利子所得金額 788. 配当収入金額 789. 配当所得金額(総合) 790. 分離上場株式等配当等所得額 791. 条約適用配当等の額(所得) 792. 特例適用配当等の額(所得) 793. 不動産収入金額 794. 不動産所得金額 795. 事業収入金額(営業等収入額) 796. 事業収入金額(農業収入額) 797. 事業収入金額(特例肉用牛収入額) 798. 事業所得金額 799. 事業(農業)収入金額 800. 事業(農業)所得金額 801. 給与収入金額 802. 給与所得金額 803. 総合長期譲渡収入額 804. 総合短期譲渡収入額 805. 分離長期一般収入額 806. 分離長期一般収入額(居住特例) 807. 分離長期軽減収入額 808. 分離長期軽減収入額(居住特例) 809. 分離短期一般収入額 810. 分離短期軽減収入額 811. 分離一般株式等譲渡収入額 812. 分離上場株式等譲渡収入額 813. 分離有価証券譲渡収入額 814. 分離有価証券(特例)譲渡収入額 815. 総合短期譲渡所得金額(総合) 816. 譲渡所得額(申告分離) 817. 株式等譲渡所得額(申告分離) 818. 総合長期譲渡収入金額 819. 総合長期譲渡所得金額 820. 一時収入金額 821. 一時所得金額 822. 総合譲渡・一時所得合計金額 823. 雑(公的年金等)収入金額 824. 雑(公的年金等)所得金額 825. 雑(業務)収入金額 826. 雑(業務)所得金額 827. 雑(業務)必要経費 828. 雑(その他)収入金額 829. 雑(その他)所得金額 830. 雑(その他)必要経費 831. 雑所得金額合計金額 832. 総所得金額合計 833. 課税標準額合計 834. 分離短期譲渡収入金額 835. 分離短期譲渡所得金額 836. 分離長期譲渡収入金額 837. 分離長期譲渡所得金額 838. 株式等譲渡収入金額(一般) 839. 株式等譲渡所得金額(一般) 840. 株式等譲渡収入金額(上場) 841. 株式等譲渡所得金額(上場) 842. 上場株式等の配当等収入金額 843. 上場株式等の配当等所得金額 844. 先物取引収入金額 845. 先物取引所得金額 846. 山林収入金額 847. 山林所得金額 848. 合計所得金額 849. 雑損控除額 850. 医療費控除額 851. 区分 852. 医療費の支払額 853. 補填される金額 854. 寄付金控除額 855. 国への寄付金の支払額 856. 都道府県・市区町村への寄付金の支払額 857. 住所地にある日本赤十字社の支部への寄付金の支払額 858. 震災関連への寄付金の支払額 859. 政党・政治資金団体への寄付金の支払額 860. 公益財団法人・公益社団法人・学校法人などへの寄付金の支払額 861. 認定NPO法人への寄付金の支払額 862. 社会保険料控除額 863. 国民健康保険料の支払額 864. 厚生年金保険料の支払額 865. 国民健康保険料の支払額 866. 介護保険料の支払額 867. 労働保険料の支払額 868. 国民年金基金の掛金の支払額 869. 後期高齢者医療保険料の支払額 870. 小規模企業共済等掛金控除 871. 小規模企業共済の掛金の支払額 872. iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金の支払額 873. 心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額 874. 生命保険料控除額 875. (新)一般生命保険料の支払額 876. (新)個人年金保険料の支払額 877. (新)介護医療保険料の支払額 878. (旧)一般生命保険料の支払額 879. (旧)個人年金保険料の支払額 880. 地震保険料控除額 881. 地震保険料の支払額 882. 旧長期損害保険料の支払額 883. 障害者控除額 884. 寡婦控除額 885. 寡夫控除額 886. 区分 887. 寡夫控除 888. ひとり親控除 889. 勤労学生控除 890. 配偶者控除額 891. 配偶者特別控除額 892. 配偶者の合計所得金額 893. 扶養控除額 894. 基礎控除額 895. 所得控除合計額 896. 市町村民税\_調整控除額 897. 都道府県民税\_調整控除額 898. 市町村民税\_調整額 899. 都道府県民税\_調整額 900. 市町村民税\_住宅借入金等特別税額控除額 901. 市町村民税\_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】 902. 都道府県民税\_住宅借入金等特別税額控除額 903. 都道府県民税\_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】 904. 住宅借入金等特別税額控除額 905. 市町村民税\_寄附金税額控除額 906. 市町村民税\_寄附金税額控除額の内\_基本控除 907. 市町村民税\_寄附金税額控除額の内\_特例控除 908. 市町村民税\_寄附金税額控除額の内\_申告特例控除 909. 市町村民税\_寄附金税額控除額【税源移譲前】 910. 都道府県民税\_寄附金税額控除額 911. 都道府県民税\_寄附金税額控除額【税源移譲前】 912. 市町村民税\_外国税控除額 913. 都道府県民税\_外国税控除額 914. 市町村民税\_配当控除額 915. 都道府県民税\_配当控除額 916. 市町村民税\_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 917. 都道府県民税\_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 918. 市町村民税\_税額控除前所得割額 919. 市町村民税所得割額 920. 市町村民税所得割額【税源移譲前】 921. 市町村民税均等割額 922. 都道府県民税\_税額控除前所得割額 923. 都道府県民税所得割額 924. 都道府県民税所得割額【税源移譲前】 925. 都道府県民税均等割額 926. 市町村民税所得割額(減免前) 927. 市町村民税均等割額(減免前) 928. 減免税額 929. 減免税額(所得割) 930. 減免税額(均等割) 931. 都道府県民税所得割額(減免前) 932. 都道府県民税均等割額(減免前) 933. 市町村民税\_減免税額(所得割) 934. 市町村民税\_減免税額(所得割)【税源移譲前】 935. 市町村民税\_減免税額(均等割) 936. 都道府県民税\_減免税額(所得割) 937. 都道府県民税\_減免税額(所得割)【税源移譲前】 938. 都道府県民税\_減免税額(均等割) 939. 税額調整控除額 940. 定率控除額 941. 免税税額(所得割) 942. 軽減税額(均等割) 943. 老年者非課税経過措置の有無 944. 配当譲渡割控除不足額 945. 森林環境税 946. 免除税額(森林環境税) 947. 市町村民税\_定額減税額 948. 市町村民税所得割額(定額減税前) 949. 市町村民税所得割額【税源移譲前】(定額減税前) 950. 都道府県民税\_定額減税額 951. 都道府県民税所得割額(定額減税前) 952. 年度税額の内訳(市区町村民税)所得割額 953. 年度税額の内訳(市区町村民税)均等割額 954. 年度税額の内訳(都道府県民税)所得割額 955. 年度税額の内訳(都道府県民税)均等割額 956. 年度税額の内訳(合計税額) 957. 税額の特別徴収 958. 税額の普通徴収 959. 課税年度 960. 給与支給者名称 961. 給与支給者所在地 962. 課税年度 963. 雑収入(公的年金等)支給者名称 964. 雑収入(公的年金等)支給者所在地 965. 課税年度 966. 雑収入(業務)支給者名称 967. 雑収入(業務)支給者所在地 968. 課税年度 969. 雑収入(その他)支給者名称 970. 雑収入(その他)支給者所在地 971. 課税年度 972. 障害の程度 973. 氏名 974. 続柄 975. 生年月日 976. 課税年度 977. 氏名 978. 生年月日 979. 配偶者の合計所得金額 980. 課税年度 981. 被扶養者・氏名 982. 被扶養者・続柄 983. 被扶養者・生年月日 984. 課税年度 985. 配偶者を除く扶養人数合計 986. 課税年度 987. 扶養の有無 988. 続柄 989. 氏名 990. 生年月日 991. 課税年度 992. 振替口座情報・金融機関コード 993. 振替口座情報・金融機関支店コード 994. 振替口座情報・口座番号 995. 振替口座情報・預金種別 996. 振替口座情報・口座名義人氏名(名称) 997. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル

(宛名情報)

1.更新年月日-CH 2.更新時刻-CH 3.更新職員番号-CH 4.更新端末ID-CH 5.更新アクセスコード-CH 6.更新プログラムID-CH 7.前回更新年月日-CH 8.前回更新時刻-CH 9.前回更新職員番号-CH 10.前回更新端末ID-CH 11.前回更新アクセスコード-CH 12.前回更新プログラムID-CH 13.削除フラグ-CH 14.排他フラグ-CH 15.自治体識別コード-CH 16.旧宛名番号-CH 17.宛名番号-CH 18.履歴番号-CH 19.業務コード-CH 20.世帯番号-CH 21.世帯識別番号-CH 22.住民票コード-CH 23.住民番号-CH 24.個人法人区分-CH 25.個人法人詳細区分-CH 26.通称名優先区分-CH 27.通称名区分-CH 28.カナ氏名-NC 29.検索カナ氏名-NC 30.カナ通称名-NC 31.検索カナ通称名-NC 32.カナ名-NC 33.カナ旧氏-NC 34.検索カナ旧氏-NC 35.漢字氏名-NC 36.検索漢字氏名-NC 37.漢字通称名-NC 38.検索漢字通称名-NC 39.漢字名-NC 40.旧氏-NC 41.検索旧氏-NC 42.英字氏名-NC 43.検索英字氏名-NC 44.生年月日-CH 45.和暦生年月日-CH 46.登録生年月日-CH 47.性別-CH 48.続柄1-CH 49.続柄2-CH 50.続柄3-CH 51.続柄4-CH 52.市内市外区分-CH 53.市外住所コード-CH 54.住所自治体コード-CH 55.住所町名コード-CH 56.住所番地コード-NC 57.住所枝番コード-NC 58.住所小枝番コード-NC 59.住所枝番3コード-NC 60.住所番地編集区分-CH 61.住所-NC 62.方書-NC 63.郵便番号-CH 64.電話番号-CH 65.本籍地-NC 66.筆頭者名-NC 67.前市内市外区分-CH 68.前市外住所コード-CH 69.前住所自治体コード-CH 70.前住所町名コード-CH 71.前住所番地コード-NC 72.前住所枝番コード-NC 73.前住所小枝番コード-NC 74.前住所枝番3コード-NC 75.前住所番地編集区分-CH 76.前住所-NC 77.前住所方書-NC 78.前住所郵便番号-CH 79.先市外住所コード-CH 80.先住所-NC 81.先住所方書-NC 82.先住所郵便番号-CH 83.登記事業所名-カナ名-NC 84.登記事業所名-漢字名-NC 85.登記所在地-市内市外区分-CH 86.登記所在地-市外住所コード-CH 87.登記所在地-住所自治体コード-CH 88.登記所在地-住所町名コード-CH 89.登記所在地-住所番地コード-NC 90.登記所在地-住所枝番コード-NC 91.登記所在地-住所小枝番コード-NC 92.登記所在地-住所枝番3コード-NC 93.登記所在地-住所番地編集区分-CH 94.登記所在地-住所-NC 95.登記所在地-方書-NC 96.登記所在地-郵便番号-CH 97.自治体コード-CH 98.支所コード-CH 99.行政区コード-CH 100.選挙区コード-CH 101.小学校区コード-CH 102.中学校区コード-CH 103.異動理由コード-CH 104.異動事由コード-CH 105.異動事由コード-判定用-CH 106.国籍コード-CH 107.登録日-CH 108.異動日-CH 109.届出日-CH 110.住民日-CH 111.住民届出日-CH 112.住定日-CH 113.住定届出日-CH 114.消除此日-CH 115.消除此届出日-CH 116.消除此事由コード-CH 117.消除此事由コード-判定用-CH 118.宛名消除此日-CH 119.宛名消除此事由コード-CH 120.宛名消除此事由コード-判定用-CH 121.在留の資格コード-CH 122.在留カード等番号-CH 123.在留カード等番号区分-CH 124.在留期間-CH 125.在留期間開始日-CH 126.在留期間終了日-CH 127.設置日-CH 128.設置届出日-CH 129.廃止日-CH 130.廃止届出日-CH 131.法人種別コード-CH 132.法人種別位置区分-CH 133.登記事業所名-法人種別コード-CH 134.登記事業所名-法人種別位置区分-CH 135.産業分類コード-CH 136.事業所区分-CH 137.本支店区分-CH 138.宛名グループ番号-CH 139.代表者宛名番号-CH 140.共有者数-CH 141.代表者個人法人区分-CH 142.送付先有無フラグ-CH 143.被特宛人有無フラグ-CH 144.連絡先有無フラグ-CH 145.特記情報有無フラグ-CH 146.関連宛名有無フラグ-CH 147.振替口座有無フラグ-CH 148.還付口座有無フラグ-CH 149.納組有無フラグ-CH 150.共有有無フラグ-CH 151.世帯有無フラグ-CH 152.共有構成員有無フラグ-CH 153.発行禁止有無フラグ-CH 154.関連フラグ1-CH 155.関連フラグ2-CH 156.関連フラグ3-CH 157.関連フラグ4-CH 158.関連フラグ5-CH 159.関連フラグ6-CH 160.関連フラグ7-CH 161.関連フラグ8-CH 162.関連フラグ9-CH 163.関連フラグ10-CH 164.関連フラグ11-CH 165.関連フラグ12-CH 166.関連フラグ13-CH 167.関連フラグ14-CH 168.関連フラグ15-CH 169.関連フラグ16-CH 170.関連フラグ17-CH 171.関連フラグ18-CH 172.関連フラグ19-CH 173.関連フラグ20-CH 174.関連フラグ21-CH 175.関連フラグ22-CH 176.関連フラグ23-CH 177.関連フラグ24-CH 178.関連フラグ25-CH 179.関連フラグ26-CH 180.関連フラグ27-CH 181.関連フラグ28-CH 182.関連フラグ29-CH 183.関連フラグ30-CH 184.関連フラグ31-CH 185.関連フラグ32-CH 186.関連フラグ33-CH 187.関連フラグ34-CH 188.関連フラグ35-CH 189.関連フラグ36-CH 190.関連フラグ37-CH 191.関連フラグ38-CH 192.関連フラグ39-CH 193.関連フラグ40-CH 194.関連フラグ41-CH 195.関連フラグ42-CH 196.関連フラグ43-CH 197.関連フラグ44-CH 198.関連フラグ45-CH 199.関連フラグ46-CH 200.関連フラグ47-CH 201.関連フラグ48-CH 202.関連フラグ49-CH 203.関連フラグ50-CH 204.関連フラグ51-CH 205.関連フラグ52-CH 206.関連フラグ53-CH 207.関連フラグ54-CH 208.関連フラグ55-CH 209.関連フラグ56-CH 210.関連フラグ57-CH 211.関連フラグ58-CH 212.関連フラグ59-CH 213.関連フラグ60-CH 214.関連フラグ61-CH 215.関連フラグ62-CH 216.関連フラグ63-CH 217.関連フラグ64-CH 218.関連フラグ65-CH 219.関連フラグ66-CH 220.関連フラグ67-CH 221.関連フラグ68-CH 222.関連フラグ69-CH 223.関連フラグ70-CH 224.関連フラグ71-CH 225.関連フラグ72-CH 226.関連フラグ73-CH 227.関連フラグ74-CH 228.関連フラグ75-CH 229.関連フラグ76-CH 230.関連フラグ77-CH 231.関連フラグ78-CH 232.関連フラグ79-CH 233.関連フラグ80-CH 234.関連フラグ81-CH 235.関連フラグ82-CH 236.関連フラグ83-CH 237.関連フラグ84-CH 238.関連フラグ85-CH 239.関連フラグ86-CH 240.関連フラグ87-CH 241.関連フラグ88-CH 242.関連フラグ89-CH 243.関連フラグ90-CH 244.関連フラグ91-CH 245.関連フラグ92-CH 246.関連フラグ93-CH 247.関連フラグ94-CH 248.関連フラグ95-CH 249.関連フラグ96-CH 250.関連フラグ97-CH 251.関連フラグ98-CH 252.関連フラグ99-CH 253.使用禁止フラグ-CH 254.使用禁止異動日-CH 255.人的非課税区分-軽自-CH 256.人的非課税区分事由コード-軽自-CH 257.人的非課税区分-固定-CH 258.人的非課税区分事由コード-固定-CH 259.点字フラグ-CH 260.DVフラグ-CH 261.氏名外字フラグ-CH 262.通称名外字フラグ-CH 263.方書外字フラグ-CH 264.氏名異動フラグ-CH 265.住所異動フラグ-CH 266.事業所グループ番号異動フラグ-CH 267.代表者宛名番号異動フラグ-CH 268.作成所属自治体コード-CH 269.作成所属コード-CH 270.更新所属自治体コード-CH 271.更新所属コード-CH 272.地区コード1-CH 273.地区コード2-CH 274.地区コード3-CH 275.地区コード4-CH 276.地区コード5-CH 277.管理フラグ1-CH 278.管理フラグ2-CH 279.管理フラグ3-CH 280.管理フラグ4-CH 281.管理フラグ5-CH

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル

(個人番号管理)

282.更新年月日－CH 283.更新時刻－CH 284.更新職員番号－CH 285.更新端末ID－CH 286.更新アクセスコード－CH 287.更新プログラムID－CH 288.前回更新年月日－CH 289.前回更新時刻－CH 290.前回更新職員番号－CH 291.前回更新端末ID－CH 292.前回更新アクセスコード－CH 293.前回更新プログラムID－CH 294.削除フラグ－CH 295.業務コード－CH 296.宛名番号－CH 297.個人番号－CH 298.団体内統合宛名番号－CH 299.履歴番号－CH 300.登録日－CH 301.登録元コード－CH 302.表示フラグ－CH 303.信頼性フラグ－CH

(口座情報)

304.更新年月日－CH 305.更新時刻－CH 306.更新職員番号－CH 307.更新端末ID－CH 308.更新アクセスコード－CH 309.更新プログラムID－CH 310.前回更新年月日－CH 311.前回更新時刻－CH 312.前回更新職員番号－CH 313.前回更新端末ID－CH 314.前回更新アクセスコード－CH 315.前回更新プログラムID－CH 316.削除フラグ－CH 317.業務コード－CH 318.宛名番号－CH 319.自治体コード－CH 320.税目コード－CH 321.車両コード－CH 322.口振種別－CH 323.履歴番号－CH 324.納付種別－CH 325.クレジット区分－CH 326.金融機関コード－CH 327.支店コード－CH 328.口座種別－CH 329.口座番号－CH 330.名義人カナ氏名－NC 331.名義人漢字氏名－NC 332.本人区分－CH 333.異動理由コード－CH 334.異動事由コード－CH 335.異動日－CH 336.開始日－CH 337.終了日－CH 338.開始期－CH 339.終了期－CH 340.口座申込日－CH 341.依頼書発行済フラグ－CH 342.口座通知済フラグ－CH 343.口座振替済通知有無フラグ－CH 344.受付番号－CH 345.電話番号－CH

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル

(個人基本)

1.更新年月日-CH 2.更新時刻-CH 3.更新職員番号-CH 4.更新端末ID-CH 5.更新アクセスコード-CH 6.更新プログラムID-CH 7.前回更新年月日-CH 8.前回更新時刻-CH 9.前回更新職員番号-CH 10.前回更新端末ID-CH 11.前回更新アクセスコード-CH 12.前回更新プログラムID-CH 13.削除フラグ-CH 14.排他フラグ-CH 15.自治体識別コード-CH 16.課税年度-CH 17.宛名番号-CH 18.自治体コード-CH 19.履歴番号-CH 20.世帯番号-CH 21.続柄コード-CH 22.生年月日-CH 23.前年12月31日年齢-NM 24.本年1月1日年齢-NM 25.性別コード-CH 26.個人法人詳細区分-CH 27.個人基本種別コード-CH 28.個人基本廃止理由コード-CH 29.翌年廃止理由コード-CH 30.前年死亡フラグ-CH 31.外字フラグ-CH 32.通称名優先区分-CH 33.在留の資格コード-CH 34.在留期間開始日-CH 35.在留期間終了日-CH 36.カナ氏名-NC 37.検索カナ氏名-NC 38.漢字氏名-NC 39.カナ通称名-NC 40.漢字通称名-NC 41.市内市外区分-CH 42.市外住所コード-CH 43.住所自治体コード-CH 44.住所町名コード-CH 45.住所番地コード-NC 46.住所枝番コード-NC 47.住所小枝番コード-NC 48.住所枝番コード-NC 49.住所番地編集区分-CH 50.住所-NC 51.方書-NC 52.電話番号-CH 53.宛名履歴番号-CH 54.宛名異動日-CH 55.宛名異動理由コード-CH 56.住民日-CH 57.住定日-CH 58.消除日-CH 59.納税者番号-CH 60.本籍地-NC 61.筆頭者名-NC 62.本人障害区分-CH 63.生活扶助区分-CH 64.個人基本寡フ区分-CH 65.個人基本勤学区分-CH 66.無申告調査結果コード-CH 67.無申告調査結果内容-NC 68.特記コード1-CH 69.特記コード2-CH 70.特記コード3-CH 71.特記コード4-CH 72.特記コード5-CH 73.特記コード6-CH 74.特記コード7-CH 75.特記コード8-CH 76.特記コード9-CH 77.特記情報-NC 78.翌年申告書発送区分-CH 79.住登地登録フラグ-CH 80.生活扶助開始日-CH 81.生活扶助廃止日-CH 82.無申告調査コード-CH 83.住民税申告書通知日-CH 84.催告通知書通知日-CH 85.最終催告通知書通知日-CH 86.住登地市外住所コード-CH 87.住登地住所-NC 88.住登地方書-NC 89.基礎年金番号-CH 90.基礎年金番号付設レベル-CH 91.年金保険者番号-CH 92.年金コード-CH 93.合併前自治体コード-CH 94.配偶者宛名番号-CH 95.市税事務所コード-CH 96.予備領域1-CH 97.予備領域2-CH 98.ユーザ領域-CH

(賦課)

99.更新年月日-CH 100.更新時刻-CH 101.更新職員番号-CH 102.更新端末ID-CH 103.更新アクセスコード-CH 104.更新プログラムID-CH 105.前回更新年月日-CH 106.前回更新時刻-CH 107.前回更新職員番号-CH 108.前回更新端末ID-CH 109.前回更新アクセスコード-CH 110.前回更新プログラムID-CH 111.削除フラグ-CH 112.自治体識別コード-CH 113.課税年度-CH 114.宛名番号-CH 115.自治体コード-CH 116.履歴番号-CH 117.徴収区分-CH 118.課税区分-CH 119.指定番号-CH 120.受給者番号-NC 121.控配区分-CH 122.配特区分-CH 123.特定扶養-NM 124.内同居老親-NM 125.老人扶養-NM 126.年少扶養-NM 127.その他扶養-NM 128.同居特別障害-NM 129.特別障害-NM 130.その他障害-NM 131.夫あり区分-CH 132.未成年者区分-CH 133.本人障害区分-CH 134.老年者区分-CH 135.寡フ区分-CH 136.勤労学生区分-CH 137.均等割区分-CH 138.生活扶助区分-CH 139.確青白区分-CH 140.専従配偶有無フラグ-CH 141.専従その他-NM 142.本人専従区分-CH 143.非課税コード-CH 144.所得割非課税措置フラグ-CH 145.優先資料種別コード-CH 146.優先資料番号-CH 147.更正事由コード-CH 148.更正補足コード1-CH 149.更正補足コード2-CH 150.更正事由強制メッセージ-NC 151.異動戻り先履歴番号-CH 152.減免理由コード-CH 153.減免区分-CH 154.減免割合-NM 155.異動年月日-CH 156.開始月期-CH 157.済月期-CH 158.個人基本履歴番号-CH 159.事業所基本履歴番号-CH 160.事業所課税履歴番号-CH 161.特徴縮めフラグ-CH 162.普徴縮めフラグ-CH 163.宛名履歴番号-CH 164.資料連絡箋出力対象フラグ-CH 165.資料連絡箋出力理由コード1-CH 166.資料連絡箋出力理由コード2-CH 167.資料連絡箋出力理由コード3-CH 168.資料連絡箋出力理由コード4-CH 169.資料連絡箋出力理由コード5-CH 170.資料連絡箋出力理由コード6-CH 171.所得割調整フラグ-CH 172.平均課税適用フラグ-CH 173.外国税額控除適用フラグ-CH 174.同居特障控配フラグ-CH 175.扶養関連者解除フラグ-CH 176.事業所家屋敷課税区分-CH 177.特定居住損区分-CH 178.元老非該当フラグ-CH 179.充当該当フラグ-CH 180.年度間減額措置フラグ-CH 181.年金特徴対象フラグ-CH 182.申告書提出フラグ-CH 183.住宅借入金等特定取得区分-CH 184.申告特例状態区分-CH 185.医療費特例控除区分-CH 186.所得金額調整控除適用フラグ-CH 187.申告不要区分-CH 188.退職手当有扶養親族等区分-CH 189.フラグ予備10-CH 190.フラグ予備11-CH 191.フラグ予備12-CH 192.フラグ予備13-CH 193.フラグ予備14-CH 194.フラグ予備15-CH 195.フラグ予備16-CH 196.フラグ予備17-CH 197.フラグ予備18-CH 198.フラグ予備19-CH 199.フラグ予備20-CH 200.移行不整合フラグ-CH 201.移行前履歴番号-CH 202.計算エラーメッセージID1-CH 203.計算エラーメッセージID2-CH 204.計算エラーメッセージID3-CH 205.計算エラーメッセージID4-CH 206.計算エラーメッセージID5-CH 207.計算エラーメッセージID6-CH 208.計算エラーメッセージID7-CH 209.計算エラーメッセージID8-CH 210.計算エラーメッセージID9-CH 211.計算エラーメッセージID10-CH 212.計算警告メッセージID1-CH 213.計算警告メッセージID2-CH 214.計算警告メッセージID3-CH 215.計算警告メッセージID4-CH 216.計算警告メッセージID5-CH 217.計算警告メッセージID6-CH 218.計算警告メッセージID7-CH 219.計算警告メッセージID8-CH 220.計算警告メッセージID9-CH 221.計算警告メッセージID10-CH 222.所得控除件数-NM 223.居住開始年月日-CH 224.住民税非課税コード-CH 225.森林環境税免除理由コード-CH 226.確定申告日-CH 227.確定申告分離フラグ-CH 228.確定申告損失フラグ-CH 229.確定申告還付フラグ-CH 230.法定調書区分-CH 231.所得控除の適用順序-CH 232.納期限変更フラグ-CH 233.賦課特徴該当フラグ-CH 234.賦課普徴該当フラグ-CH 235.賦課年金特徴該当フラグ-CH 236.賦課減免該当フラグ-CH 237.特定親族1-NM 238.特定親族2-NM 239.特定親族3-NM 240.特定親族4-NM 241.特定親族5-NM 242.特定親族6-NM 243.特定親族7-NM 244.特定親族8-NM 245.特定親族9-NM 246.予備領域1-CH 247.予備領域2-CH 248.ユーザ領域-CH

(事業所)

249.更新年月日-CH 250.更新時刻-CH 251.更新職員番号-CH 252.更新端末ID-CH 253.更新アクセスコード-CH 254.更新プログラムID-CH 255.前回更新年月日-CH 256.前回更新時刻-CH 257.前回更新職員番号-CH 258.前回更新端末ID-CH 259.前回更新アクセスコード-CH 260.前回更新プログラムID-CH 261.削除フラグ-CH 262.排他フラグ-CH 263.自治体識別コード-CH 264.課税年度-CH 265.指定番号-CH 266.宛名番号-CH 267.履歴番号-CH 268.収納指定番号-CH 269.関連指定番号-CH 270.総括表区分-CH 271.納入書区分-CH 272.媒体区分-CH 273.事業所廃止理由-CH 274.廃止年月日-CH 275.次年度事業所廃止理由-CH 276.指定番号変更年月-CH 277.収納指定番号変更年月-CH 278.普徴事業所区分-CH 279.特徴税額通知書出力区分-CH 280.受取方法-CH 281.納税義務者用受取方法-CH 282.通知先アドレス-CH 283.通知先アドレス更新日-CH 284.個人法人区分-CH 285.送付希望区分-CH 286.納税者ID-CH 287.予備領域-CH

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**(2) 個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル**

**(被扶養)**

288.更新年月日-CH 289.更新時刻-CH 290.更新職員番号-CH 291.更新端末ID-CH 292.更新アクセスコード-CH 293.更新プログラムID-CH 294.前回更新年月日-CH 295.前回更新時刻-CH 296.前回更新職員番号-CH 297.前回更新端末ID-CH 298.前回更新アクセスコード-CH 299.前回更新プログラムID-CH 300.削除フラグ-CH 301.自治体識別コード-CH 302.課税年度-CH 303.宛名番号-CH 304.履歴番号-CH 305.被扶養専従者区分-CH 306.同配区分-CH 307.扶養区分-CH 308.障害区分-CH 309.専従区分-CH 310.特別控除対象配偶者フラグ-CH 311.所得金額調整控除対象フラグ-CH 312.扶養専従主宛名番号-CH 313.被扶養専従者特定区分-CH 314.否認理由コード-CH 315.専従者給与額-NM 316.専従者-続柄-NC 317.配偶者-被扶養者の国外居住-CH 318.申告支援システム連携フラグ-CH 319.特定親族所得階層区分-CH 320.予備領域-CH

**(対象者情報)**

321.更新年月日-CH 322.更新時刻-CH 323.更新職員番号-CH 324.更新端末ID-CH 325.更新アクセスコード-CH 326.更新プログラムID-CH 327.前回更新年月日-CH 328.前回更新時刻-CH 329.前回更新職員番号-CH 330.前回更新端末ID-CH 331.前回更新アクセスコード-CH 332.前回更新プログラムID-CH 333.削除フラグ-CH 334.課税年度-CH 335.基礎年金番号-CH 336.基礎年金番号付設レベル-CH 337.年金保険者番号-CH 338.年金コード-CH 339.宛名番号-CH 340.新年度用宛名番号-CH 341.履歴番号-CH 342.カナ氏名-NC 343.漢字氏名-NC 344.生年月日-CH 345.性別コード-CH 346.郵便番号-NM 347.カナ住所-NC 348.漢字住所-NC 349.年金保険者用整理番号2-NC 350.状態区分-CH 351.対象者通知区分-CH 352.対象者通知受入処理日-CH 353.税額通知区分-CH 354.特徴依頼処理日-CH 355.特徴依頼処理結果区分-CH 356.特徴依頼処理結果受入処理日-CH 357.停止依頼区分-CH 358.停止依頼月-CH 359.停止依頼処理日-CH 360.停止依頼処理結果区分-CH 361.停止依頼結果受入処理日-CH 362.回数割額1-NM 363.回数割額2-NM 364.回数割額3-NM 365.回数割額4-NM 366.回数割額5-NM 367.回数割額6-NM 368.特徴処理結果区分1-CH 369.特徴処理結果区分2-CH 370.特徴処理結果区分3-CH 371.特徴処理結果区分4-CH 372.特徴処理結果区分5-CH 373.特徴処理結果区分6-CH 374.異動事由-CH 375.異動年月日-CH 376.税額変更等依頼区分1-CH 377.税額変更等依頼処理日1-CH 378.税額変更等依頼処理結果区分1-CH 379.税額変更等依頼結果受入処理日1-CH 380.税額変更等依頼区分2-CH 381.税額変更等依頼処理日2-CH 382.税額変更等依頼処理結果区分2-CH 383.税額変更等依頼結果受入処理日2-CH 384.税額変更等依頼区分3-CH 385.税額変更等依頼処理日3-CH 386.税額変更等依頼処理結果区分3-CH 387.税額変更等依頼結果受入処理日3-CH 388.税額変更等依頼区分4-CH 389.税額変更等依頼処理日4-CH 390.税額変更等依頼処理結果区分4-CH 391.税額変更等依頼結果受入処理日4-CH 392.税額変更等依頼区分5-CH 393.税額変更等依頼処理日5-CH 394.税額変更等依頼処理結果区分5-CH 395.税額変更等依頼結果受入処理日5-CH 396.停止年月-CH 397.年金額-NM 398.予備領域-CH

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【住民からの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定める身分証明書等を用いた確認を厳格に行う。</li> </ul> <p>【庁内他システムからの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。</li> <li>(マイナポータル申請管理における措置について、マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する)</li> <li>(申請管理システムにおける措置については、申請者以外の情報が格納されることはない)</li> </ul> <p>【他部署及び他機関からの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号及び対象者の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を正確に記載した書面を用い、所属長の決裁を受けた後に照会を行う。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律または森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。</p> <p>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>〈選択肢〉</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出者や申請者が本人の場合は本人確認、代理人の場合は代理人の本人確認及び委任状記載内容を確認する。</li> <li>システムを通じた特定個人情報の入手は、IDと生体認証パスワードによる認証を行う。</li> <li>操作者の利用可能な機能をシステム上で制御し、不適切な方法による情報入手を防ぐ。</li> <li>アクセスログを保存し、必要に応じて確認する。</li> <li>(アクセスログの記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容等)</li> <li>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉</li> <li>住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>〈申請管理システムにおける措置〉</li> <li>申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>〈選択肢〉</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの提示により本人確認を行う。</li> <li>公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により本人確認を行う。</li> <li>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉</li> <li>住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより本人確認を実施する。</li> </ul>

個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード、個人番号カードの提示により個人番号の真正性確認を行う。</li> <li>・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により個人番号の真正性確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力作業、審査作業を分担し、入力ミスリスクを回避する。</li> <li>・各種申請・届出は、提出されたものを保管し、必要に応じて再確認を行う。</li> <li>・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等の確認を行う。</li> </ul> <p>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。</li> <li>・電子記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが事務を行う。</li> <li>・電子記録媒体を使う事務が完了した後、速やかに電子記録媒体から特定個人情報を消去する。</li> <li>・紙媒体の保存は津市文書管理規程に基づく取り扱いをし、施錠できる書庫等を用い厳重に保管する。</li> </ul> <p>〈マイナポータル申請管理における措置〉 マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>〈申請管理システムにおける措置〉 マイナンバー利用事務系ネットワークに接続しており、他のネットワークとは接続していないので盗聴、漏えい等が起こらない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名・口座システムは、個別業務で管理する特定個人情報を保持しない。</li> <li>・アクセス権限発効者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	共用で使用できるユーザIDを割り当てず、職員及び委託作業者の個人に割り当てたユーザIDと生体認証、パスワードを用いた認証システムで使用を制限するとともに、離席する場合はシステムからログオフすることを徹底する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限のある者のアクセス権限の範囲が明確に分かる様、リスト化した「アクセス権限発効者一覧表」を作成し、職場管理者の決裁を受けた後、システム管理者が発効処理を行う。</li> </ul> <p>【失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アクセス権限発効者一覧表」と人事異動リストを照合させ、異動及び退職となった者を職場管理者が確認の上、システム管理者に報告し、システム管理者によってアクセス権限の削除を確実にを行う。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	「アクセス権限発効者一覧表」を作成するとともにアクセス権限を定期的に見直し、業務上不要となったアクセス権限を変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのアクセスログを保存し、必要に応じて確認する。</li> <li>(アクセスログの記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容等)</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に応じてアクセス権限を制限し、不必要な情報にアクセスできない措置を講じる。</li> <li>・職員にセキュリティ研修を受講させ個人情報保護の意識を徹底させる。</li> </ul> <p>【委託事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務外で特定個人情報を使用することは一切認められない旨を委託契約書に明記する。</li> <li>・個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。</li> <li>・特定個人情報の取扱状況を書面にて報告させ、職員が必要に応じて実地監査・調査等を行う。</li> <li>・セキュリティ研修の実施を義務付け、個人情報保護の意識を徹底させる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各端末での外部記憶媒体用のインターフェイスを封じ、USBメモリ等への複写ができないよう制御する。</li> <li>・バックアップデータ等の保管場所を定め厳重に管理し、アクセス権限を持った者のみがアクセスできるように制限する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスプレイに機密漏えい防止フィルタを取り付けるとともに、来庁者から見えない位置に配置し、情報の漏洩を防ぐ。</li> <li>・特定個人情報の使用に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取り扱いが適正であるか確認する。</li> <li>委託先の社会的信用力をプライバシーマーク等の公的機関の認定取得情報で確認する。</li> <li>委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限にする。</li> <li>閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上でアクセスの制限を行う。</li> <li>閲覧・更新のアクセスログを記録し、不正使用がないことを確認する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務外で特定個人情報を使用することは一切認められない旨を委託契約書に明記する。</li> <li>個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。</li> <li>特定個人情報の取扱状況を書面にて報告させ、職員が必要に応じて実地監査・調査等を行う。</li> <li>セキュリティ研修の実施を義務付け、個人情報保護の意識を徹底させる。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の指示、承諾のない特定個人情報の複写、複製及び指定作業場所からの持出禁止を委託契約書に明記する。</li> <li>委託先のデータ保護状況を必要に応じて監査する。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙媒体は、シュレッダーによる裁断を行う。</li> <li>電子記録媒体は、物理的な破砕にて完全なデータ消去を行う。</li> <li>職員は委託業者に対して必要な調査や報告を求める。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
規定の内容	(秘密の保持) 業務を行うに当たって知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (適正な管理) 業務に係る特定個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (収集の制限) 業務を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な方法により特定個人情報を収集しなければならない。 (委託目的以外の利用等の禁止) あらかじめ市の指示または承諾があるときを除き、第三者に委託又は請負をしてはならない。 (複写、複製の禁止) あらかじめ市の指示または承諾があるときを除き、市から提供された特定個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (事故発生時の報告業務) 特定個人情報取扱規定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告をし、その指示に従わなければならない。 (特定個人情報の返還) 契約が終了、又は解除されたときは、この契約による事務に係る特定個人情報を速やかに市に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は、委託先より事前による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁手続を経た後に承認することとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子データによる特定個人情報の提供・移転の際は、すべて送信記録のログを取得している。</li> <li>・紙媒体による特定個人情報の提供・移転の際は、発送簿に発送記録を残している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転が必要な場合は、法的根拠等を十分確認し職場管理者の決裁を受けた後に提供・移転を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子データによる特定個人情報の提供・移転は、使用者の認証が厳格に行われる定められた情報基盤を利用して行うため、不適切な方法で特定個人情報が提供・移転されないことがシステム機能上担保されている。</li> <li>・紙媒体による特定個人情報の提供・移転は、適切であることを複数の職員で確認の上、職場管理者の決裁を受け、発送簿に発送記録を記載した後のみ行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論理チェック等を行うシステム機能により、情報の正確性を担保している。</li> <li>・電子データによる特定個人情報の提供・移転は、使用者の認証が厳格に行われる定められた情報基盤を利用して行うため、誤って特定個人情報が提供・移転されないことがシステム機能上担保されている。</li> <li>・紙媒体による特定個人情報の提供・移転は、適切であることを複数の職員で確認の上、職場管理者の決裁を受け、発送簿に発送記録を記載した後のみ行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法に基づく主務省令第2条の表及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。          ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。          ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。          ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。          ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラを付設する。</li> <li>・ICカード及び生体認証による入退管理、要員所在管理システムを付設する。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を付設する。</li> <li>・職員等がサーバ室(データセンター)等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。</li> <li>・作業のためにサーバ室(データセンター)等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。</li> <li>・利用する電子記録媒体については、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。</li> <li>・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。</li> <li>・電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じた不正な侵入がないよう、ファイアウォールを設置する。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトを導入する。</li> <li>・OSには随時パッチ適用を実施する。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号は、生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法で保管する。
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報は職員により速やかに更新されている。また、その情報はシステムにより自動更新が担保されており、古い情報が残るリスクはない。 <マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置> 履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存期間を経過した特定個人情報は、システム処理にて消去する。 ・紙帳票は、津市文書管理規程に基づく保管及び管理を行う。 ・申請管理システムによる受付が完了したデータは、保存期間経過後に消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分にやっている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的なチェック方法	<p>年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分にやっている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な内容	<p>・内部監査 総務課及びデジタル改革推進課による内部監査を年に一度実施する。 具体的には、以下の観点による自己監査を実施し監査結果を踏まえて体制等を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分にやっている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。</li> <li>・担当部署内において、必要な知識の習得のために研修・教育を年1回実施するとともに、その記録を残している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	三重県津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3276
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式について津市ホームページに掲載する。
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 無料 ]</span> <span>&lt;選択肢&gt;</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1) 有料</span> <span>2) 無料</span> </div> <p>公文書の閲覧は無料、ただし、写しの交付等を希望する場合は、写しの（手数料額、納付方法：交付については1枚(A3判まで)につき、白黒10円、カラー20円が必要と）なる。</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っている ]</span> <span>&lt;選択肢&gt;</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1) 行っている</span> <span>2) 行っていない</span> </div>
個人情報ファイル名	個人情報事務届出書
公表場所	津市本庁舎7階 情報公開室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	三重県津市 政策財務部市民税課 市民税担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3130
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント手続きによる意見募集を実施。実施に際しては「広報津」及び「津市ホームページ」に意見募集する旨の記事を掲載し、津市ホームページ、市民税課(本庁舎2階)、市情報公開室(本庁舎7階)、各総合支所市民福祉課(市民課)において、案の閲覧及び配布を行う。
②実施日・期間	令和8年6月1日～令和8年7月1日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I－(別添1)事務の内容		事務フロー図に「⑫庁内連携」矢印を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	I－(別添1)事務の内容		「⑫個人住民税の賦課及び調査に必要な他の事務の情報を庁内連携により利用する。」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 提供・移転の有無	[○]移転を行っている( 16)件	[○]移転を行っている( 23)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9項	番号法第19条第9項並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 移転先1	番号法第9条及び別表第1に定める事務を行う部署(別紙2参照)	津市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務を行う部署(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条及び別表第1の各項番	番号法第9条第2項並びに津市個人番号利用条例第4条第2項及び第3項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条及び別表第1で規定された事務	別紙2参照	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II(別紙2)		庁内連携に係る条例制定により別紙2を修正	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成28年6月1日	I－7－② 所属長	市民税課長 樋口 智子	市民税課長 丸山 美由紀	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成28年6月1日	V－1－③ 手数料等	カラー50円	カラー20円	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	I－5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
平成29年6月1日	I－6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)  (別表第2における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
平成29年6月1日	(別添1)事務の内容		事務フロー図の「⑤普通/年金徴収税額通知書【紙】」を個人番号を含まない情報の流れに修正 「⑪他市回送書【紙】」「⑪294-3課税通知書【紙】」に「電子」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている( 61)件	[○]提供を行っている( 64)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く)提供先2、5、6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く)提供先6 ⑥提供方法	[ ]その他( )	[○]その他(eLTAx )	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	番号法第19条第10号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	(別紙1)番号法第19条7 別表第二に定める事務		番号法の改正により項番38及び85-2を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成30年6月1日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)(別表第2省令における情報照会の根拠)第20条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)(別表第2省令における情報照会の根拠)第20条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル	(所得) 79.年度 80.宛名番号 81.特普キ一 82.SEQ 83.営業等所得 84.農業所得 85.不動産所得 86.利子所得 87.配当所得(一般分) 88.配当所得(外貨建以外) 89.配当所得(外貨建分) 90.証券配当所得 91.給与収入 92.専従者給与収入 93.給与特定支出合計 94.年金収入 95.雑所得(その他) 96.総合短期所得 97.総合長期所得 98.一時所得 99.分離短期一般特別控除前額 100.分離短期一般特別控除額 101.分離短期軽減特別控除前額 102.分離短期軽減特別控除額 103.分離長期一般特別控除前額 104.分離長期一般特別控除額 105.分離長期特定特別控除前額 106.分離長期特定特別控除額 107.分離長期軽減特別控除前額 108.分離長期軽減特別控除額 109.株式譲渡未公開分 110.株式譲渡上場分 111.分離上場配当所得 112.山林特別控除前額 113.山林特別控除額 114.非課税所得 115.繰越損失(純損) 116.繰越損失(雑損) 117.繰越損失(居住損) 118.株式分繰越損失額 119.先物分繰越損失額 120.分離配当繰越損失 121.居住用財産損失分 122.総所得金額 123.総所得金額等 124.合計所得金額 (課税標準) 171.年度 172.宛名番号 173.特普キ一 174.SEQ 175.総所得分 176.分離短期(一般)所得分 177.分離短期(軽減)所得分 178.分離長期(一般)所得分 179.分離長期(特定)所得分 180.分離長期(軽減)所得分 181.株式未公開所得分 182.上場株式所得分 183.分離上場配当所得分 184.先物取引所得分 185.山林所得分 186.合計分	(所得) 79.年度 80.宛名番号 81.特普キ一 82.SEQ 83.営業等所得 84.農業所得 85.不動産所得 86.利子所得 87.配当所得(一般分) 88.配当所得(外貨建以外) 89.配当所得(外貨建分) 90.証券配当所得 91.給与収入 92.専従者給与収入 93.給与特定支出合計 94.年金収入 95.雑所得(その他) 96.総合短期所得 97.総合長期所得 98.一時所得 99.分離短期一般特別控除前額 100.分離短期一般特別控除額 101.分離短期軽減特別控除前額 102.分離短期軽減特別控除額 103.分離長期一般特別控除前額 104.分離長期一般特別控除額 105.分離長期特定特別控除前額 106.分離長期特定特別控除額 107.分離長期軽減特別控除前額 108.分離長期軽減特別控除額 109.株式譲渡未公開分 110.株式譲渡上場分 111.分離上場配当所得 112.山林特別控除前額 113.山林特別控除額 114.非課税所得 115.繰越損失(純損) 116.繰越損失(雑損) 117.繰越損失(居住損) 118.株式分繰越損失額 119.先物分繰越損失額 120.分離配当繰越損失 121.居住用財産損失分 122.総所得金額 123.総所得金額等 124.合計所得金額 424.特例適用利子 425.特例適用配当 (課税標準) 171.年度 172.宛名番号 173.特普キ一 174.SEQ 175.総所得分 176.分離短期(一般)所得分 177.分離短期(軽減)所得分 178.分離長期(一般)所得分 179.分離長期(特定)所得分 180.分離長期(軽減)所得分 181.株式未公開所得分 182.上場株式所得分 183.分離上場配当所得分 184.先物取引所得分 185.山林所得分 186.合計分 426.特例利子配当	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成30年6月1日	(別紙1) 番号法第19条7号別表第二に定める事務		番号法の改正により項番8、11、74、108及び116の特定個人情報の変更、項番85-2及び113の情報照会者の変更、項番117の削除及び項番120を119に変更	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和1年5月31日	II-4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和1年5月31日	II-5 委託先3 ⑥提供方法	[ O ] その他(eLTAX )	[ O ] その他(eLTAX、光ディスク等 )	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和2年2月28日	I-1-②		【証明書発行事務】 ・関係システムを使用し、個人住民税に関する証明書を発行し交付する。	事前	
令和2年2月28日	I-2 システム2 ③他のシステムとの連携	滞納整理支援システム、課税ファイリングシステム、申告支援システム	滞納整理支援システム、課税ファイリングシステム、申告支援システム、証明書コンビニ交付システム	事前	
令和2年2月28日	I-2 システム9	なし	システム増による追加	事前	
令和2年2月28日	I-(別添1) 事務の内容		システム増による追加	事前	
令和2年2月28日	I-7-② 所属長	市民税課長 丸山 美由紀	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠）第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項）（別表第2省令における情報照会の根拠）第20条</p>	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3（別表第2における情報照会の根拠）第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項）（別表第2省令における情報照会の根拠）第20条</p>	事前	
令和3年2月26日	I-2 システム3-② システムの機能	・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能	・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、是正情報等の作成、印刷等の機能	事前	
令和3年2月26日	I-1（別添1）事務の内容	なし	④委託業者にて一括課税計算処理を行うを削除 ⑤特別徴収税額通知書 紙の修正 ⑪ワンストップ特例通知書 紙・電子の追加	事前	
令和3年2月26日	II-6 宛名・口座特定個人情報ファイル 特定個人情報の保管・消去	ハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	ハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	
令和3年2月26日	II-4 個人住民税特定個人情報ファイル 委託事項1 ①委託内容	課税計算	削除	事前	
令和3年2月26日	II-4 個人住民税特定個人情報ファイル 委託事項1 ②その妥当性	【課税計算】 ・短時間で課税計算作業を職員で対応することが困難なため、専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託している。	削除	事前	
令和3年2月26日	II-4 個人住民税特定個人情報ファイル 委託事項3 ⑦～⑨再委託	再委託しない	再委託する	事前	
令和3年2月26日	II-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先2 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	II-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先3 ⑥提供方法	その他、紙	専用線、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	事前	
令和3年2月26日	II-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先4 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	II-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先5 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	II-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先6 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	II-6 個人住民税特定個人情報ファイル ①保管場所	なし	・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。 ・電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。	事前	
令和3年2月26日	III-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	監査する	実地監査・調査等を行う	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	・事務端末に、特定個人情報ファイルを保存できないよう制限する。	・各端末での外部記憶媒体用のインターフェイスを封じ、USBメモリ等への複写ができないよう制御する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ-4 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	監査する	実地監査・調査等を行う		
令和3年2月26日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル		システム更改により別添2を修正	事前	
令和3年2月26日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税特定個人情報ファイル		システム更改により別添2を修正	事前	
令和3年2月26日	I-2 システム2-② システムの機能	及び集計	削除	事前	
令和4年5月30日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	株式会社エコシティサービス津営業所	事後	
令和4年5月30日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120、121の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く) 提供先1	番号法第19条第7号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号及び別表第2で規定された事務	番号法第19条第8号及び別表第2で規定された事務	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	番号法第19条第11号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1:目的外の入手が行われるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・通知カード、個人番号カードの提示により本人確認を行う。 ・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により本人確認を行う。	・個人番号カードの提示により本人確認を行う。 ・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により本人確認を行う。	事後	
令和4年5月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号 別表第二に定める事務	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	(別紙1)番号法第19条第8号 別表第二に定める事務		番号法の改正により項番121を追加	事後	
令和4年5月30日	(別添1)事務の内容		システム変更により、(別添1)を修正	事後	
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		「課税ファイリングシステム」文言の削除	事後	
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4		システム4を削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム5をシステム4、システム6をシステム5、システム7をシステム6、システム8をシステム7、システム9をシステム8へ修正	事後	
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	<p>【申告準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名、事業所、給与、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能</li> </ul> <p>【申告受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能</li> </ul> <p>【国税連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、是正情報等の作成、印刷等の機能</li> <li>【住民税課税データ作成】</li> <li>・課税資料の合算、論理チェックを行い、住民税課税データを個人住民税システムへ移出する機能</li> </ul>	<p>【申告準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名、事業所、給与、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能</li> </ul> <p>【申告受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能</li> </ul> <p>【国税連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、是正情報等の作成、印刷等の機能</li> <li>【住民税課税データ作成】</li> <li>・課税資料の合算、論理チェックを行い、住民税課税データを個人住民税システムへ移出する機能</li> </ul> <p>【課税資料のイメージ化機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料を受け取り、課税資料をイメージ化する機能</li> </ul> <p>【課税資料のイメージ管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料の資料番号や宛名情報をもとに対象者の課税資料イメージを管理し、検索する機能</li> </ul> <p>【アナーション機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料イメージにマーカーやメモ等を添付する機能</li> </ul>	事後	
令和5年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	③ほかのシステムとの連携 〔その他〕(媒体での連携のためほかのシステムとのネットワーク接続はしていない)	③ほかのシステムとの連携 〔その他〕(媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない)	事後	
令和5年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	③ほかのシステムとの連携 〔その他〕(媒体での連携のためほかのシステムとのネットワーク接続はしていない)	③ほかのシステムとの連携 〔その他〕(媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない)	事後	
令和5年5月30日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120、121の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。))における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (別表第2省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和5年5月30日	(別紙1)番号法第19条8号別表第二に定める事務		番号法の改正により項番29、30、102、115を追加	事後	
令和5年5月30日	(別添1)事務の内容		システム変更により、(別添1)を修正	事後	
令和5年5月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目(2)個人住民税特定個人情報ファイル		システム変更により、(別添2)を修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和6年5月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の内容 (別添1)事務の内容 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 システム3 ②システムの機能 3. 特定個人情報ファイル名 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 ②実現が期待されるメリット 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和6年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 ⑥使用目的 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ④記録される項目 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 ⑥使用目的 ⑧使用方法 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ②提供先における用途		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和6年5月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和6年5月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		【税通基本情報ファイルの連携】の追加	事後	
令和6年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 委託事項1 ⑥委託先名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 委託事項1 ⑥委託先名 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル委託事項4 ⑥委託先名	株式会社エコシティサービス津営業所	株式会社アウトソーシングトータルサポート	事後	
令和6年5月30日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	情報企画課	デジタル改革推進課	事後	
令和6年5月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	津市個人情報保護条例に基づき、指定様式により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	
令和6年5月30日	(別紙1)番号法第19条8号別表第二に定める事務	項番27事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	項番27事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和6年5月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル		システム変更により、(別添2)を修正	事後	
令和7年6月23日	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項及び別表第24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和7年6月23日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供の根拠（以下「別表第2省令」という。））における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表（主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠） 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（24の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠） 番号法施行令第20条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第9条第1項及び別表1 16の項に規定されている。	番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第9条第1項及び別表1 16の項に規定されている。	番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表第2で規定された事務	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表で規定された事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (申告支援住民税課税データ)		システム変更により、(別添2)を修正	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法に基づく主務省令第2条の表及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号 別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	(別紙2)津市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務	番号法別表第2の項番	番号法に基づく主務省令第2条の表の項番	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	I-1 ②事務の内容	【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付(紙、国税連携)	【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付(紙、申請管理、国税連携)	事前	種類追加による軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	I-2 システム3 ③他のシステムとの接続		その他「申請管理」	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	I-2 システム9 ①②③		①個人住民税申告ポータル ②個人住民税について、オンラインで申告ができる機能 ③マイナポータル申請管理	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	I-2 システム10 ①②③		①マイナポータル申請管理 ②住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③申請管理	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	I-2 システム11 ①②③		①申請管理システム ②・申請データ格納 ・マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する機能 ・申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 ③申告支援システム、マイナポータル申請管理	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	(別添1)事務の内容		追加により、(別添1)を修正	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	II(2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル4 委託事項5		委託事項5 自治体オンライン手続推進事業に係る基幹情報システム(総合行政クラウドサービス)利用 ①ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォールのログ監視、トラブル対応 ②特定個人情報ファイルの全体。1万人未満。個人住民税申告を電子で行う者。申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及技術を有しているため。 ③10人以上50人未満 ④専用線 ⑤委託先名の問い合わせがあった場合は回答する ⑥株式会社ミエデン ⑦再委託しない	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	II(2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル6 ③	<個人住民税システムにおける措置> ②で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する)	<個人住民税システムにおける措置> ②で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する)  <申請管理システムにおける措置> 申請データの受付が完了したデータについては、保存期間経過後に消去する。	事前	種類追加による軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	Ⅲ-2 リスク1	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>【庁内他システムからの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。</li> </ul> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <p>特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律または森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入力しないことを徹底する。</p>	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>【庁内他システムからの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。</li> <li>(マイナポータル申請管理における措置について、マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する)</li> <li>(申請管理システムにおける措置については、申請者以外の情報が格納されることはない)</li> </ul> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <p>特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律または森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入力しないことを徹底する。</p> <p>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	Ⅲ-2 リスク2	<p>リスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者や申請者が本人の場合は本人確認、代理人の場合は代理人の本人確認及び委任状記載内容を確認する。</li> <li>・システムを通じた特定個人情報の入手は、IDと生体認証パスワードによる認証を行う。</li> <li>・操作者の利用可能な機能をシステム上で制御し、不適切な方法による情報入手を防ぐ。</li> <li>・アクセスログを保存し、必要に応じて確認する。</li> </ul> <p>(アクセスログの記録項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容等)</p>	<p>リスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者や申請者が本人の場合は本人確認、代理人の場合は代理人の本人確認及び委任状記載内容を確認する。</li> <li>・システムを通じた特定個人情報の入手は、IDと生体認証パスワードによる認証を行う。</li> <li>・操作者の利用可能な機能をシステム上で制御し、不適切な方法による情報入手を防ぐ。</li> <li>・アクセスログを保存し、必要に応じて確認する。</li> </ul> <p>(アクセスログの記録項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容等)</p> <p>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul> <p>〈申請管理システムにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。</li> </ul>	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	Ⅲ-2 リスク3	<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの提示により本人確認を行う。</li> <li>・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により本人確認を行う。</li> </ul> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力作業、審査作業を分担し、入力ミスのリスクを回避する。</li> <li>・各種申請・届出は、提出されたものを保管し、必要に応じて再確認を行う。</li> <li>・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等の確認を行う。</li> </ul>	<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの提示により本人確認を行う。</li> <li>・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により本人確認を行う。</li> </ul> <p>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより本人確認を実施する。</li> </ul> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力作業、審査作業を分担し、入力ミスのリスクを回避する。</li> <li>・各種申請・届出は、提出されたものを保管し、必要に応じて再確認を行う。</li> <li>・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等の確認を行う。</li> </ul> <p>〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。</li> </ul>	事前	種類追加による軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	Ⅲ-2 リスク4	リスクに対する措置の内容  ・特定個人情報の入手に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。 ・電子記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが事務を行う。 ・電子記録媒体を使う事務が完了した後、速やかに電子記録媒体から特定個人情報を消去する。 ・紙媒体の保存は津市文書管理規程に基づく取り扱いをし、施錠できる書庫等を用い厳重に保管する。	リスクに対する措置の内容  ・特定個人情報の入手に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。 ・電子記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが事務を行う。 ・電子記録媒体を使う事務が完了した後、速やかに電子記録媒体から特定個人情報を消去する。 ・紙媒体の保存は津市文書管理規程に基づく取り扱いをし、施錠できる書庫等を用い厳重に保管する。 〈マイナポータル申請管理における措置〉 マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 〈申請管理システムにおける措置〉 マイナンバー利用事務系ネットワークに接続しており、他のネットワークとは接続していないので盗聴、漏えい等が起こらない。	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	Ⅲ-7 リスク2	リスクに対する措置の内容 特定個人情報は職員により速やかに更新されている。また、その情報はシステムにより自動更新が担保されており、古い情報が残るリスクはない。	リスクに対する措置の内容 特定個人情報は職員により速やかに更新されている。また、その情報はシステムにより自動更新が担保されており、古い情報が残るリスクはない。 〈マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置〉 履歴管理を行う。	事前	種類追加による軽微な変更
令和7年6月23日	Ⅲ-7 リスク3	消去手順 ・保存期間を経過した特定個人情報は、システム処理にて消去する。 ・紙帳票は、津市文書管理規程に基づく保管及び管理を行う。	消去手順 ・保存期間を経過した特定個人情報は、システム処理にて消去する。 ・紙帳票は、津市文書管理規程に基づく保管及び管理を行う。 ・申請管理システムによる受付が完了したデータは、保存期間経過後に消去する。	事前	種類追加による軽微な変更
	評価書名	津市 個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務 全項目評価書	津市 個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行に関する事務 全項目評価書	事前	
	個人プライバシー等の権利利益の保護の宣言	津市は個人住民税及び森林環境税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	津市は個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務	個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行に関する事務	事前	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	津市市税条例及びその他市税に関する法律または森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等に基づき行う以下の個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。（「別添1」事務の内容」を参照）	津市市税条例及びその他市税に関する法律または森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等に基づき行う以下の個人住民税、森林環境税の賦課及び証明書発行に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。（「別添1」事務の内容」を参照）	事前	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【課税資料受付事務】	【課税資料受付事務】 ・賦課期日現在、市内に住民登録が無い者については、住民登録地を確認し、市に課税権が無いと判断した場合には、住民登録地自治体へ課税資料を回送する。を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【賦課更正事務】	【賦課更正事務】 ・賦課決定を受けた納税義務者より減免申請書による申出があったものについては、減免事由に該当する場合は減免を行う。を追加	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	②システムの機能 ③他のシステムとの接続 【○】その他（媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない）	②システムの機能 【オンライン照会機能】 ・国税庁との照会データの送受信を行う機能を追加 ③他のシステムとの接続 【○】その他(国税庁)へ修正	事前	
	(別添1)事務の内容		⑬照会データ【電子】を追加	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 2. 基本情報	④記録される項目 その他妥当性 ・個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所):本人確認に確認があるため	④記録される項目 その他妥当性 ・個人情報及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所):本人確認に必要があるためへ修正	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 2. 基本情報	④記録される項目 その他妥当性 ・個人番号、4情報:本人確認に確認があるため	④記録される項目 その他妥当性 ・個人情報及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所):本人確認に必要があるためへ修正	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	(個人基本)	(個人基本) 53.特親対象区分、54.特定親族主宛名コードを追加	事前	法改正による
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	(賦課)	(賦課) 136.特定親族区分(1~9)を追加	事前	法改正による
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	<申告支援_住民税課税データ>	<申告支援_住民税課税データ> 686.特定親族特別控除額 687.特定親族1 688.特定親族2 689.特定親族3 690.特定親族4 691.特定親族5 692.特定親族6 693.特定親族7 694.特定親族8 695.特定親族9 696.極めて高水準所得フラグ 697.均等割区分 698.基礎控除額ー所得税分を追加	事前	法改正による
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	<申告支援_扶養データ>	<申告支援_扶養データ> 718.特定親族特別控除区分を追加	事前	法改正による
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル		<国税連携照会データ> 735.該当有無から997.備考を追加	事前	法改正による
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル		(宛名情報) 1.更新年月日-CHから281.管理フラグ5-CHを追加 (個人番号管理) 282.更新年月日-CHから303.信頼性フラグ-CHを追加 (口座情報) 304.更新年月日-CHから345.電話番号-CHを追加	事前	システム更改による
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル		(個人基本) 1.更新年月日-CHから98.ユーザ領域-CHを追加 (賦課) 99.更新年月日-CHから248.ユーザ領域-CHを追加 (事業所) 249.更新年月日-CHから287.予備領域-CHを追加 (被扶養) 288.更新年月日-CHから320.予備領域-CHを追加 (対象者情報) 321.更新年月日-CHから398.予備領域-CHを追加	事前	システム更改による

**(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務**

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	地方税関係情報であって第六条で定めるもの	市町村長
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
11	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの	市町村長
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
53	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
86	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第一百条で定めるもの	市町村長
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
125	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
129	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
137	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの	市町村長
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
155	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長	
160		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第六十三条で定めるもの	市町村長	
163		地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第六十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの	市町村長
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第六十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十六条で定めるもの	市町村長	
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第六十七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十七条で定めるもの	市町村長	
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第六十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの	市町村長	

167	文部科学大臣	<p>国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの</p> <p>都道府県知事等</p> <p>生活保護関係情報であって第百六十九条で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの</p>	市町村長
168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	<p>高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの</p>	市町村長
169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	<p>高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの</p>	市町村長
170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	<p>高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの</p>	市町村長
171	文部科学大臣	<p>国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの</p>	市町村長
172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	<p>高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの</p>	市町村長
173	都道府県知事	<p>「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの</p>	市町村長

**(別紙2) 津市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務**

項番	津市個人番号 利用条例 別表第2の項番	番号法に基づく 主務省令第2条 の表の項番	移転先における用途	移転先(部局)	移転先(課)
1	17		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	健康福祉部	援護課
2	18		津市福祉医療費等の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	健康福祉部	保険医療助成課
3	19		津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	健康福祉部	保険医療助成課
4	20		津市福祉医療費等の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	健康福祉部	保険医療助成課
5	21		津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費及び健康診査費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	健康福祉部	保険医療助成課
6	22		津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	健康福祉部	保険医療助成課